

平生町告示第33号

平成21年第6回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年8月27日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成21年9月14日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君

大井 哲也君

岩本ひろ子さん

田中 稔君

淵上 正博君

藤村 政嗣君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

吉國 茂君

平岡 正一君

河内山宏充君

福田 洋明君

9月25日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第6回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成21年9月14日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成21年9月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 認定第1号 平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成20年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成20年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 日程第19 認定第9号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第10号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第11号 平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第12号 平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 報告第1号 平成20年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第2号 平成20年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第3号 平成20年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第4号 平成20年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第5号 平成20年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第6号 平成20年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第7号 平成20年度平生町大田教育文化基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第8号 平成20年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第9号 平成20年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第10号 平成20年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第33 報告第11号 平成20年度平生町介護従事者処遇改善臨時特例基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第34 報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化

判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告

日程第35 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第36 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第2 会期の決定(12日間)

日程第5 議案第1号 平成21年度平生町一般会計補正予算

日程第6 議案第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第7 議案第3号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計補正予算

日程第8 議案第4号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

日程第9 議案第5号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第10 議案第6号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第11 認定第1号 平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第3号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第4号 平成20年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第5号 平成20年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第6号 平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第7号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第8号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第9号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第10号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

日程第21 認定第11号 平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算
の認定について

日程第22 認定第12号 平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興
事業歳入歳出決算の認定について

日程第36 委員会付託

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 山本 律子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	村上 勲君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君

総合政策課長補佐兼財務班長 石杉 功作君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第6回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、田中稔議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成21年7月分、8月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定により本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第 8 . 議案第 4 号
日程第 9 . 議案第 5 号
日程第 1 0 . 議案第 6 号
日程第 1 1 . 認定第 1 号
日程第 1 2 . 認定第 2 号
日程第 1 3 . 認定第 3 号
日程第 1 4 . 認定第 4 号
日程第 1 5 . 認定第 5 号
日程第 1 6 . 認定第 6 号
日程第 1 7 . 認定第 7 号
日程第 1 8 . 認定第 8 号
日程第 1 9 . 認定第 9 号
日程第 2 0 . 認定第 1 0 号
日程第 2 1 . 認定第 1 1 号
日程第 2 2 . 認定第 1 2 号
日程第 2 3 . 報告第 1 号
日程第 2 4 . 報告第 2 号
日程第 2 5 . 報告第 3 号
日程第 2 6 . 報告第 4 号
日程第 2 7 . 報告第 5 号
日程第 2 8 . 報告第 6 号
日程第 2 9 . 報告第 7 号
日程第 3 0 . 報告第 8 号
日程第 3 1 . 報告第 9 号
日程第 3 2 . 報告第 1 0 号
日程第 3 3 . 報告第 1 1 号
日程第 3 4 . 報告第 1 2 号

議長（福田 洋明君） 日程第 4、行政報告及び日程第 5、議案第 1 号平成 2 1 年度平生町一般会計補正予算から日程第 1 0、議案第 6 号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例並びに日程第 1 1、認定第 1 号平成 2 0 年度平生町一般会計歳入歳出の決算の認定についてから日程第 2 2、認定第 1 2 号平成 2 0 年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明、並びに日程第23、報告第1号平成20年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から、日程第34、報告第12号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

朝夕吹く涼風に、あるいは稲の垂れ穂に、また果実の色づきなどに、めっきり秋を感じるきょうこのごろであります。今年の夏は天候が不順で、気象庁は、梅雨明けが観測史上最も遅い8月4日としておりましたが、その後、「時期を特定しない」と修正しておりますが、もう暦の上では立秋も真近い時期でありまして、いずれにしても短い夏であったと思っております。

また、7月下旬の中国地方から九州北部にかけて、多数の死者や行方不明者を出した記録的な豪雨災害をはじめ、8月に入って、駿河湾を震源とする地震、さらに新型インフルエンザの感染者の急増など、この夏は、いろいろな厄災に見舞われたところでもあります。

特に豪雨については、山口県は7月21日に記録的な豪雨に見舞われ、土石流による土砂災害が発生するなどし、県下で17名の尊い命が奪われる甚大な災害となりました。

本町においても、当日の1時間雨量の最大が61ミリという、「バケツをひっくり返したような雨」という表現がぴったりの、すさまじい豪雨となり、一部冠水や土砂災害など発生したところではありますが、幸いにして大きな被害にまでには至らなかったところでもあります。

こうした昨今の異常気象については、記録的な豪雨を初め、局地的なゲリラ豪雨、竜巻など、これまでとは全く違う想定外の自然災害の様相を呈しておりまして、改めて自然の恐ろしさを感じておるところであります。

そして、住民の生命財産を守る行政として、最大限の取り組みをしていかなければいけないと痛感をしているところでもあります。今回の教訓も踏まえ、防災対策を講じていくこととあわせ、県が管理しております河川についても、これまで以上に県に対し強く要請していく所存であります。早速、県知事への要望書を提出したところでもあります。

さらに、これから台風シーズンの災害対策、また、このたびの新型インフルエンザ対策など、危機意識をもって当たっていきたいと考えているところでございます。

そのさなか、定められました平成21年第6回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、初めに、6月定例会以降の出来事について触れてみたいと思います。

まず、1番の大きな出来事は、7月21日の衆議院の解散に伴い、8月30日に行われた衆議院議員選挙であります。御承知のとおり、全国的に民主党が圧勝し、政権交代という変革の大き

な波が起きたところであります。

こうした大きな政局の動きは、まさに、日本の針路を選択する、歴史を刻んだ重要な選挙であったと言っても過言ではないと思います。

ちなみに、このたびの投票率は、平生町が76.12%、山口県が71.81%、全国が69.28%となっておりまして、前回の平成17年の選挙と比較して、それぞれ平生町が3.73%、山口県が2.74%、全国が1.77%の伸びを示しております。

特に、期日前投票のみの投票率でいいますと、平生町は16.6%で、前回の平成17年と比較して、1.54倍の大きな伸びを示しております。全国でも前回に比べて、1.56倍に増えており、このたびの選挙の国民の方々の関心度の高さがうかがえることができました。

私は、このたびの選挙結果について、その背景は、小泉構造改革路線のもとで、もたらされた中央と地方の格差と地方の疲弊、福祉、医療、年金、雇用などの負の側面があったことも事実でありまして、こうした社会を覆う閉塞感と将来への不安が、一度、民主党にやらせてみようという雪崩現象を起こしたものだと思っております。

さらに、わずか数パーセントの得票率の変化で、劇的に勝者と敗者が入れかわる小選挙区制度の特徴が加わって、こうした結果になったものだと思います。

「政権交代」と言えば、私自身、1993年の総選挙後の細川連立政権による政権交代から自社連立政権時代にかけて与党の議員としての小選挙区、比例代表制度を含む「政治改革」法案に取り組んだ経験もありますだけに、あれから16年、大変感慨深いものがあります。

民主党には、勝利におごることなく、着実に新しい政治・行政のモデルに挑戦してほしいと思っております。その際、今、地方の首長にとっては、地方分権論にとどまらず、地域の活性化や地域再生は切実な課題であります。地方の自主性を尊重しながら、必要な財源がしっかり確保できるよう、その政権運営を注視しながら、注文をつけていきたいと考えております。

次に経済情勢についてであります。

昨年の秋以降の世界経済の危機は、わが国の経済においても依然、深刻な状況にあり、特に雇用の悪化が深刻化いたしております。

9月に発表された内閣府の月例経済報告では、「景気は、失業率が過去最高水準となるなど厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きが見られる」としています。8月下旬に国が発表した労働力調査によりますと、7月の完全失業率は5.7%の過去最悪となり、完全失業者数は359万人で、前年同月比で103万人も増えております。また、7月の有効求人倍率も0.42倍となり、これも過去最悪を更新しております。

このことは山口県の来春の高校新卒者の求人数に如実にあらわれておりまして、7月末現在の県内求人数は前年同期比43.6%減と極めて厳しい状況となっております。

また、派遣切りなどで昨年10月以降に職を失ったか、あるいはまた今年9月までに職を失う非正規労働者が約23万2,000人となっていることなど、現実問題として雇用悪化に歯どめがかからない状況が続いております。

このたびの新政権も「雇用・経済」の対策を公約として掲げておりますが、特に景気・雇用対策については、政治の空白で途切れることはあってはならないことでありまして、与野党の真摯な取り組みと早急な対策を望むものであります。

次に、少子高齢化関連であります。厚生労働省が7月に発表した2008年簡易生命表によると、日本の女性の平均寿命が86.05年、男性が79.29年となっており、いずれも過去最高ということになります。女性は世界第1位で24年間連続であります。男性が第4位で昨年の3位から一つ下がっております。

また、総務省の8月に発表した住民基本台帳に基づく平成21年3月末の人口調査では、前年同期と比べ約1万人多いということですが、これは海外からの企業撤退を受けて、帰国する人などの転入による「社会増」が要因ということになります。

したがって依然として、出生数が死亡数を下回る「自然減」は、過去最多を更新しておる状況に変わりありません。全国の人口傾向としては、一部の都市部での人口の増加以外は、人口の減少が加速している実態が浮き彫りになっております。

本町におきましても、6月末の人口が13,176人でありまして、前年同期と比べて、166人の減少となっております。全国同様に人口減少が進んでいる状況でありまして、少子高齢化の対策とあわせて、今後の平生町のまちづくりの大きな課題であると認識をいたしております。

次に、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、行政報告として申し上げます。

まず、「町民との協働によるまちづくり」であります。

第四次平生町総合計画について申し上げます。本町のまちづくりの指針であります総合計画は、現在、第三次計画が平成22年度をもって計画期間が満了することから、次期計画、第四次計画の策定に向けて、現在鋭意取り組みを行っているところであります。

今年度は、住民アンケート調査、将来指標の推計等を行って、平成22年度には、広く住民の皆さんから御意見をお聞きするために、住民懇談会、パブリックコメント等を実施をし、また、総合計画審議会を立ち上げて、策定について諮問・答申、その後、議会への基本構想案の上程という流れで進めていきたいと考えております。

本町の総合的な発展と住民生活の向上を目指し、豊かな地域資源などの諸条件を活用し、豊かで住みよいまちづくりを進めるため、住民の皆さんと共に、計画をつくり上げていきたいと思

ますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

冒頭でも御報告いたしましたが、7月下旬の山口豪雨災害の体制につきましては、平生町地域防災計画に基づき、総務課、建設課の職員が役場に待機をし、また見回りを行い、電話などでの災害の通報時の対応を初め、情報収集、見回り、災害対策などに取り組んでまいりました。

また、冠水箇所の排水対策及び地域の見回りについて、平生町消防団への出動要請を行ったところでもあります。具体的には、冠水地区の下横地区を初め、ロックショッピングセンター周辺、平生保育園周辺、新市児童公園横の道路、野島地区の排水対応や地域の警戒をお願いしたところです。

また、大雨のため土砂災害の危険が非常に高くなった場合には、土砂災害警戒情報を県と下関気象台が共同発表していますが、いかに迅速かつ的確な指示ができるか、その責任の重さを痛感いたしているところでもあります。特に、「避難勧告や指示」については、今回の教訓を将来に生かしていきたいと考えております。今後も消防団や関係機関と連携し、災害発生時の正確な被害状況の把握と住民への円滑な情報伝達に努めていきたいと考えております。

なお、「広報ひらお」の8月号においても、「防災・減災の心構えについて」2ページにわたり特集を組み掲載しておりますが、今後も防災の啓発に努めていきたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。

新型インフルエンザについては、国において、外国との交通が制限をされていないことなどにより、今後とも、患者発生が続くと考えられ、秋から冬に向けて、いつ全国的かつ大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況との見通しが示されております。また、軽症の人は外出を自粛し、自宅療養を行う、濃厚接触者は、外出自粛など感染拡大の防止の協力を求めること、医療体制については、原則としてすべての一般の医療機関において診療を行うことなどの運用指針が改訂されたところであります。

そのため、県においても、国の方針に沿って、7月17日から、発熱相談センターや発熱外来をやめ、一般の医療機関において患者の診療を開始しているところです。また、検査体制についても、新型インフルエンザが疑われる個々の患者の確定診断検査は実施せず、集団発生のみとする対応方針が示されております。これを受けて、本町も、新型インフルエンザの相談や受診方法の変更、感染予防などについて、7月24日号の「お知らせ版」で全戸配布によって周知に努めてきたところであります。

しかし、夏を迎えても患者発生が衰えておらず、沖縄などでは、大きく増加し、全国的な流行開始の指標に達し、流行が本格化しつつあると、国立感染症研究所が警戒を呼びかけております。

また、秋以降の大流行に備えて、新型インフルエンザ用ワクチンの優先接種、供給量や接種費用などの方向性が8月25日に示されたところであります。

柳井管内においても、7月24日周防大島町の大島商船高等専門学校の生徒が新型インフルエンザに罹患し、7月末まで休校措置がとられました。その後、柳井市内の保育園、小中学校、さらに、8月24日には、柳井市内のスポーツクラブ員、周防大島町のスポーツクラブ、スポーツ少年団等で感染が広がってまいりました。このため、町内の保育園や児童クラブの保護者には、手洗いやうがいなどの予防対策や、かかりつけ医等への受診方法などについて、チラシや園だよりで、周知するとともに冷静な対応をお願いしてきたところであります。

次に、地域医療の充実についてであります。

柳井地域休日夜間応急診療所は、熊毛郡・柳井医師会などの御協力をいただき、平成19年12月から診療を開始しております。20年度の利用実績についても、休日の昼間は1日当たり、35人、平日の夜間は1日当たり、3,94人と、今日まで順調に推移しております。

このたび、月曜日から金曜日の午後7時から午後10時までの「平日夜間診療」について、従来の勤務体制に加えて、7月から周東総合病院の小児科医が毎週木曜日に交替で勤務していただけることになりました。今後とも、地域医療がさらに充実をし、安全・安心のまちづくりに向け取り組を進めていきたいと思っております。

次に、「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」についてであります。

学校耐震化につきましては、御報告しておりますように国の地域活性化・公共投資臨時交付金が今年度限りの大変有利な制度でありまして、町としてもこれを活用して、平生小学校普通教室棟の改築及び平生中学校体育館の補強改修に取り組んでいるところであります。

御案内のとおり現在、平生小学校の改築事業に先行して取り組んできておるところであります。これまで7回の建設委員会を開催し、委員の皆さんには貴重な御提言や御意見をいただき、このほど新しい普通教室棟のアウトラインが固まったところであります。

これから基本設計をもとに実施設計ということになりますが、運動会終了後には、いよいよ仮設校舎の建設が始まる予定であり、仮設校舎の完成後は、普通教室棟の解体の運びとなる予定であります。そのため、本9月議会におきましては、工事用車両進入路、普通教室棟の解体工事予算を計上させていただいております。当然のことですが、工事現場が学校ですから、工事中の安全には最優先で取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様には、これまで貴重な御助言、御指導をいただき、おかげで順調に進捗しておりますことにつきましても、お礼を申し上げますと共に、今後におきましてもよろしく御指導、御協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、今後の平生町公立保育園のあり方の検討についてであります。

この7月より、「平生町公立保育園のあり方を検討する庁内会議」を立ち上げ、今後の保育園のあり方について協議を再開いたしたところであります。これは、本町公立保育園の運営の効率化を図り、保育サービスの向上、その他子育て施策の充実を図るための方策を目的に、あり方の検討をしていくものであります。今までのあり方検討会の実績といたしましては、平成12年度から取り組み、平成14年度には第1段階として大野・曾根保育園を統合し、曾根保育園を民営化してきたところであります。引き続き、第四次行革大綱にも実施計画として掲げており、今後のあり方については、園児数の動向、地域の方々の声などを聞きながら、平成22年度末までには方向性をまとめていきたいと考えております。

なお、庁内会議のメンバーは、副町長を議長に8名の職員で構成し、平成22年度は民間委員も参加をいただいて取り組んでいきたいと考えております。

次に、「活力あふれる躍動するまちづくり」であります。

風力発電について申し上げます。

風力発電用風車の完成を記念し、一人でも多くの方に風力発電を初め、新エネルギーへの関心を高めてもらい、環境と調和したまちづくりの啓発推進を図る目的で、本町の新しいシンボル「風車のキャラクター」を作成いたしました。このキャラクターが皆様方に広く親しまれるよう、愛称を募集したところでありますが、8月28日に締め切りまして、町内はもとより、全国から808点の応募があり、きわめて高い関心が寄せられているところであります。今後、選考委員会において、愛称を決定いたしますが、このキャラクターが皆さんに愛され、また本町のPRにつながっていくよう、活用していきたいと考えております。

次に、「持続可能なまちづくり」についてであります。

地方交付税について申し上げます。

去る7月28日に普通交付税の決定通知を受けたところ、17億5,149万9,000円となり、差し引き3,249万9,000円の当初予算を上回るものとなったところであります。昨年の決定額に比べて、1.9%の増加でありまして、理由といたしましては、基準財政需要額全体では、今年度、新たに「地域雇用創出推進費」という算定項目が設けられるなど、前年度に比べて約8,200万円伸びているものの、交付税から財源対策債に振りかえられたものが前年度に比べて9,200万円余り、率にして50%以上伸びておりまして、結果的に需要額は1,000万円程度減少いたしておるわけであります。

また、基準財政収入額では、町民税法人税割や固定資産税で約2,800万円の減収となり、収入額は4,000万円程度減少しております。その結果、差し引きをしますと、収入額の減少により前年度に比べて約3,300万円の増加となっております。

以上で、行政報告を終わります。

それでは提案をいたしました、予算 5 件、条例 1 件、認定 1 2 件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げていきたいと思っております。

議案第 1 号平成 2 1 年度平生町一般会計補正予算であります。

まず、歳出の主なものを申し上げます。

歳出につきましては 1 3 ページからであります。

一般管理費におきましては、今年度末に定年退職を迎える職員の退職手当特別負担金及び平成 2 4 年度以降の大量退職に備えて、退職手当の準備積立をいたすものであります。

財務財産管理費におきましては、地方財政法の規定によりまして、平成 2 0 年度の繰越金のうち繰越明許費を除いた 2 分の 1 相当額と今後の財政需要に備えるために合わせて、5,572 万 5,000 円を財政基金へ積立金として計上いたしております。

社会福祉総務費では、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業の国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を計上いたしております。

1 4 ページの国民年金総務費では、国民年金保険料の未納者対策のための所得情報交換プログラムのシステム改修経費を計上いたしております。

福祉医療対策費では、福祉医療制度の見直しにより、平成 2 1 年 8 月から、母子家庭だけでなく父子家庭も給付対象者とする改定がなされたことにより、新たに、ひとり親家庭を追加するものです。なお、ひとり親家庭の医療費の支払いは 1 0 月以降となるものでございます。また、福祉医療制度の改定では、県の方針で一部負担金の導入が決定しており、改定内容で県補助金を減額しておりますが、平生町では一部負担金を導入せず、従来どおりの制度内容で、実施することといたしております。

障害者福祉費につきましては、障害福祉サービス費や更生医療給付費の過年度事業の精算にかかわる国・県への返還金を計上いたしております。

1 5 ページの保育所運営費では、子育て支援対策臨時特例交付金活用事業で、保育の質の向上のための研修事業として、パネルシアターの製作と活用方法の研修会の開催経費と、リズムダンスなどの実技講習会への参加費などを計上いたしております。

母子衛生費では、平成 2 1 年度より、公費負担での健診回数が 1 4 回に拡充されておりますが、山口県医師会が決定した健診単価により委託料を増額補正いたすものでございます。負担金補助及び交付金の乳児健康診査及び妊婦健康診査におきましては、県外などで里帰り出産などを希望し、委託医療機関以外で妊婦健康診査などを受診された方に対して、償還払いを実施するための所用の経費を計上いたしております。

1 6 ページの清掃費では、普通交付税の確定によりまして熊南総合事務組合への負担金を追加計上いたすものであります。

農業振興費につきましては、用水路や農道の点検管理・補修など、生態系の保全や景観形成など農村の環境が向上する活動に対して、協定を締結した集落に、国・県・町から活動費の助成を行っておりますが、今年度、締結しております、日向平地区と小郡地区におきましては、対象面積が増加したことにより、増額補正をいたすものです。

17ページの漁港建設事業費につきましては、漁村再生交付金事業につきましては、全体事業費を5,000万円増額することにより、総事業費の変更と工事請負費の増額を計上いたしております。また、海岸保全事業につきましては、今年度(20ページに訂正発言あり)予定しております工事についての測量設計費を計上いたしております。工事請負費からの予算組み替えをいたすものであります。

18ページの観光費につきましては、緊急雇用創出事業といたしまして、神花山公園と箕山公園の草刈などの環境整備を実施するものでございます。

港湾建設費では、県の港湾整備に係る港湾施設事業債につきましては、県が資本費平準化債を発行することにより、平生町の負担分が減額されることとなるものであります。

公園事業費につきましては、緊急雇用創出事業といたしまして、阿多田公園の草刈などの環境整備事業を実施するものでございます。

19ページの住宅管理費におきましては、中村と田名沖の町営住宅におきまして、老朽化しております手すりを改修するものでございます。

非常備消防費につきましては、災害時の要援護者に対して、住宅用火災警報器の設置補助金を交付する経費を計上いたしております。

水防費につきましては、7月下旬の豪雨の際の消防団員の出務に対する報酬費を追加計上いたしているものでございます。

20ページの小学校の教育振興費につきましては、平成23年度より全面実施される新学習指導要領に対応する理科教材備品の購入費を計上いたしております。

学校建設費につきましては、平生小学校改築事業の普通教室棟の解体と整地工事及び旧プールの解体と工事用車両進入路工事の工事請負費を計上いたしております。

中学校の教育振興費では、新学習指導要領に対応する理科備品の購入費用を計上いたしております。なお、中学校の新学習指導要領の全面実施は平成24年度からとなっております。

21ページから22ページの災害復旧費につきましては、7月21日と24日から26日にかけての豪雨により、農業用施設及び林業用施設または公共土木施設が被災をいたしておりますので、それぞれ災害復旧に係る費用を計上いたしております。内訳につきましては、農業用施設の修繕料につきましては12件で100万円、工事請負費につきましては、6件で260万円、林業施設の工事請負費は2件で200万円、農業用施設の補助対象災害費として

1件で440万円、公共土木施設の修繕料は11件で94万円、工事請負費は8件で当初予算計上額と合わせて350万円となっております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。8ページからであります。

地方特例交付金につきましては、確定に伴いましてそれぞれ増額補正するものであります。

地方交付税につきましては、確定により増額するものでございます。増額理由といたしましては、地域雇用創出推進費が新たに基準財政需要額に創設されたこと、単位費用が増加したことによる増額分と基準財政収入額が減少したことにより、交付税措置額が増加をいたしております。

9ページから10ページにかけての、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出において御説明いたしました事業などに伴います特定財源であります。

11ページの事業会計繰入金につきましては、平成20年度の老人医療事業特別会計におきまして、国庫負担金について、法定分が納入されなかったことにより、一般会計で補てんをいたしておりましたので、過年度精算による一般会計への戻し入れによる繰り入れでございます。

繰越金につきましては、7,754万4,000円を追加いたしまして、繰越金の総額は1億754万4,000円となるものであります。

12ページの地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の確定による増額補正と漁村再生交付金事業と災害復旧費及び学校建設費の事業費の増額補正に伴い増額いたすものであります。

今回の補正額、2億3,325万2,000円を追加いたしまして、予算総額では53億1,548万4,000円となるものであります。

なお、26ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出であります。8ページの出産育児一時金につきましては、緊急の少子化対策として、平成21年10月から平成23年3月31日までの暫定措置として、38万円から42万円に引き上げられることに伴う費用を計上いたしております。

後期高齢者支援金につきましては、平成21年度の確定により増額するものであります。

9ページの老人保健医療費拠出金と介護納付金につきましては、平成21年度の確定により減額するものであります。

10ページの償還金につきましては、過年度の療養給付費交付金等の精算によるものであります。

11ページの基金積立金につきましては、今後の会計運営に備えて、平成20年度の実質単年度収支相当額を国保基金へ積み立てるものであります。

予備費につきましては、所要の額を追加補正するものであります。

続きまして歳入について御説明いたします。6ページの一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金の引き上げに伴う一般財源負担分と普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業費の増額をいたしております。

療養給付費交付金繰越金につきましては、平成20年度の決算に伴う精算金でございます。

7ページのその他繰越金でございますが、3,287万4,000円を追加計上いたしまして、繰越金総額は6,751万6,000円となるものであります。

以上、今回の補正額、4,788万3,000円を追加いたしまして、予算総額は15億1,193万9,000円となるものであります。

続きまして、議案第3号平生町老人医療事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては7ページでございますが、償還金につきましては、過年度の支払基金への精算でございます。

繰出金につきましては、20年度において国庫負担金について法定分が納入されなかったことにより一般会計で補てんをいたしましたので、過年度精算による一般会計への繰出金でございます。

歳入につきましては、6ページでございます。医療給付費の支出に伴う国庫負担金と県負担金の過年度精算の追加交付を計上しております。

以上、今回の補正額、847万6,000円を追加いたしまして、予算総額は、896万1,000円となるものであります。

続きまして、議案第4号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

7ページの歳出につきましては、消費税の確定による公課費の増額補正と、それに伴いまして6ページの歳入におきましては、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上、今回の補正額、48万9,000円を追加いたしまして、予算総額は7,611万8,000円となるものでございます。

続きまして、議案第5号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、7ページの歳出におきましては、過年度分の精算による余剰金の準備基金への積み立てと、過年度分の返還金を計上いたしております。

6ページの歳入におきましては、20年度の繰越金を計上いたすものであります。

以上、今回の補正額、2,275万6,000円を追加いたしまして、予算総額は、9億9,742万9,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算5件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年5月に緊急の少子化対策として健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことを受け、改正いたすものであります。

政令の内容は、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産育児一時金の額を4万円引き上げるものであり、本町の国民健康保険条例につきましてもこれと同様の改正を行うものであります。

これにより、支給額は39万円に、産科医療補償制度の加入医療機関での出産につきましては42万円となるものであります。

以上をもちまして、予算5件、条例1件の提案理由説明を終わらせていただきます。

次の平成20年度一般会計ほか9会計の歳入歳出決算の内容につきましては、佐竹副町長から説明させていただきますが、その前に私のほうから認定第11号平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、それと認定12号平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

柳井地区広域事務組合は、柳井地区広域市町村圏が「ふるさと市町村圏」に選定されたことに伴い、一部事務組合として設立されました。同組合は設立以来、ふるさと市町村圏基金の果実を活用して広域観光宣伝事業等のソフト事業を実施してまいりまして、そのほとんどの事業について所期の目的を達したところでございます。

そうした状況に加え、国や地方において厳しい財政状況が続く中、構成市町はいずれも行財政改革に取り組んでいることから、このたび広域行政体制の簡素化を進めるため、昨年12月議会で御議決をいただき、平成21年3月31日をもって解散をいたしました。

本組合解散に伴う決算につきましては、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、去る8月5日に監査委員の審査に付し、このたび議会の承認をお願いするものでございます。

それでは認定第11号平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、別冊で添付いたしております決算書にて御説明申し上げます。

まず、1ページでございます。平成20年度の一般会計予算額につきましては、総額900万2,000円を計上いたしております。歳入決算額は830万733円となり、解散に伴い、関

係市町の負担金を歳出に合わせて減額いたしまして、70万1,267円の減額となっております。

2ページをお願いいたします。歳出決算額につきましては、総額830万733円でございます。その結果、歳入歳出差引残高は0円となっております。

それでは、3ページからの事項別明細書で内容を説明いたします。

歳入でございますが、主なものといたしましては、構成の1市3町からの負担金589万3,709円及び前年度からの繰越金234万9,114円でございます。

続きまして5ページをお願いいたします。歳出でございますが、議会費は8万7,752円となっております。

6ページをお願いいたします。一般管理費は、主に人件費負担金等の経常経費でございますが、811万748円となっております。

7ページをお願いいたします。地域活性化対策費につきましては、歳出がなく、予算現額9万9,000円がそのまま不用額となっております。サザンセト活性化推進協議会の開催等を計画いたしておりましたが、開催目的であります県のサザンセト・サンシャインリゾート構想につきまして、廃止を含めた見直しがあり、この作業が遅れていることもありまして開催を見合わせたものであります。

8ページをお願いいたします。教育費でございますが、教育委員会費及び視聴覚管理費の消耗品費等で合計10万2,233円となっております。

9ページでございますが、予備費につきましてはの充用はございません。以上が一般会計の決算概要でございます。

10ページが財産に関する調書でございますが、物品については年度中の増減はなく自動車1台を保有しております。基金につきましては、組合に派遣されている職員の退職手当基金として47万4,000円の積み立てをいたしており、年度末残高は705万9,000円となっております。

次に認定第12号柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。20年度特別会計予算額は歳入歳出それぞれ453万8,000円を計上し、歳入決算額は383万3,135円でございます。

2ページをお願いいたします。歳出決算額につきましては383万3,135円で、予算現額に対しまして70万4,865円の不用額となり、歳入歳出差引残高は0円となっております。

3ページの事項別明細書をお願いいたします。歳入でございますが、ふるさと振興基金の利子308万6,561円及びふるさと振興基金からの繰入金74万6,565円でございます。こ

の内、ふるさと振興基金利子の内訳は、主に、柳井市土地開発公社への貸付けの利子が289万8,000円、金融機関の預金利子が18万8,561円でございます。

5ページをお願いいたします。歳出でございますが、目別の内訳として、ふるさと振興事業費は、観光ガイドの印刷、観光宣伝隊の派遣、ふるさと振興基金の利子の積立金等で、合計383万2,115円となっております。視聴覚振興費につきましては、貸出ビデオの遠隔地への片道送料を組合が負担をいたしまして、1,020円となっております。以上が、特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算についての概要でございます。

6ページが財産に関する調書でございますが、特別会計では、ふるさと振興基金として、決算年度中に234万円ほど増加いたしまして、年度末残高は5億535万8,000円となっております。

終わりに報告12件でございますが、まず、基金に関する報告が11件ございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか10基金の平成20年度の運営状況、これに伴います状況を、各基金の条例規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、監査委員の意見をつけて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをさせていただきますので、よろしく御審議を賜りまして、御議決また御認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前10時から再開いたします。

午前 9時48分休憩

.....
午前10時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで山田町長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。山田町長。

町長（山田 健一君） 訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、一般会計補正予算の説明の中で、「海岸保全事業につきまして、今後予定しております工事について測量設計費を計上しております」と言うべきところを、今年度というふうに申し上げました。「今後予定しております」でございますので、訂正をしておわびを申し上げます。

議長（福田 洋明君） 佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは、平成20年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成21年5月31日に出納閉鎖を終えて調整の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月27日から8月12日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課にも説明を求められるなど、日時をかけての審査をされました。その後、9月1日に監査の公表を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を、主に決算の附属資料をもとに一般会計から順を追って御説明申し上げます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は、47億7,350万7,301円、歳出総額は、46億4,613万6,627円でありまして、歳入歳出差引額が1億2,737万674円でございます。平成21年度への繰越明許費繰越額が1,982万6,000円でありますので、実質収支額につきましては1億754万4,674円となるものでございます。

歳入歳出の前年度対比については、歳入が0.7%の減少、歳出が0.1%の減少となっております。この要因といたしまして、歳入につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業費などの国庫補助金や基金からの繰入金、繰越金の減額によるものであります。歳出につきましては、ケーブルテレビ施設整備の事業終了が主なものであります。

単年度収支につきましては、20年度決算での繰越額が19年度決算での繰越額を941万8,601円上回っていることから、黒字となっております。実質単年度収支につきましても、財政基金への積立額が取崩額を上回っていることから、黒字となっておりますが、財政状態は依然としてきわめて厳しい状況に置かれていると認識をいたしております。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の10ページをごらんいただきたいと思います。

町税につきましては、個人町民税が1.1%の増加、法人町民税は1.5%の増加となっておりますが、固定資産税につきましては、0.9%の減少となっております。町税全体では0.3%の減少となっております。

11ページにかけましての地方譲与税につきましては、暫定税率の失効期間の影響で4.6%の減収となっております。

配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、景気低迷の影響により株価の下落によりまして減収となっております。

12ページの地方特例交付金につきましては、平成20年度に創設された住宅取得税のローン控除の実施に伴う、住民税分の減収を補てんするための交付金により増収となっております。

13ページの地方交付税につきましては、基準財政需要額に地方再生対策費が創設されたこ

となどによりまして、8.9%の増額となっております。

15ページから16ページの国庫支出金につきましては、対前年度比で20.1%減少となっておりますが、主にケーブルテレビ施設整備事業の終了によるものであります。

17ページから20ページにかけての県支出金につきましては、主に、漁村再生交付金事業費と小規模急傾斜地崩壊対策事業費により7.7%の増加となっております。

21ページから22ページの繰入金につきましては、歳出削減を実施したことにより財政基金から繰入金は17.5%の減少となっており、繰入金全体としては、32.7%の減少となっております。

繰越金につきましては、前年度対比で17.8%の減少となっております。

24ページからの町債につきましては、総合防災情報ネットワーク事業の終了などにより、全体で4.3%の減少となっております。

続きまして歳出であります。26ページからであります。28ページから29ページの総務費の情報通信費では、ケーブルテレビ施設整備事業の終了により72%減少しております。

30ページからの企画振興費におきましては、第三次平生町総合計画審議会を母体とするまちづくり協議会を開催し、計画の具現化に向けての調査、研究を実施しております。

ふるさと納税では、平成20年4月の地方税法の改正により、寄附金控除が拡充され、ふるさと平生応援寄附金としてスタートいたしました。その結果として、15件、117万200円の支援が寄せられております。地域の力発揮事業では、地域住民自らが発案・実践をする事業として豎ヶ浜里山の会の道路舗装事業や、つつじの会の植栽事業など5事業を支援いたしております。

31ページの定額給付金事業費におきましては、平成21年度の定額給付金の支給のための申請書と案内文を発送し、受付を開始いたしております。

32ページから33ページ賦課徴収費では、21年度に施行する公的年金からの住民税の特別徴収の施行準備として、住民情報システム課税プログラムの変更業務を実施いたしております。

34ページから35ページの選挙費では、衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙、山口県知事選挙、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員一般選挙を執行いたしております。

37ページの社会福祉総務費では、地域福祉活性化事業として、平生町社会福祉協議会へ事業委託し、町内3地区をモデルに支え合いマップ作りに取り組んでおります。また、人権週間にあわせて人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広く周知するための、人権週間の集いを平生町の引き受けで開催いたしております。人権に関する意識調査も実施をいたし、今後の人権行政を推進していく上での基礎資料を得ることができたと考えており

ます。

39ページの福祉医療対策費では、山口県後期高齢者医療広域連合に対して、療養給付費負担金と事務費負担金を支出いたしております。

40ページにかけたの障害者福祉費におきましては、障害者福祉サービス費で、19年度の特別対策に加えて、軽減対象範囲の拡大や所得区分判定における世帯の範囲を本人と配偶者に限定する緊急措置を実施しております。

41ページの児童環境づくり推進事業費では、次世代支援対策推進法に基づき次世代育成支援行動計画の策定に向けて、就学前児童や小学校児童の保護者に対して、ニーズ調査を行っております。

42ページの保育所運営費では、電力移出県等交付金を活用して平生保育園と宇佐木保育園にエアコンを設置いたしております。

43ページの子育て応援特別手当事業費では、申請書の発送と申請書の受け付けを実施しております。

44ページから45ページの母子衛生費では、妊婦健診につきまして、母子の発育の経過観察を促進するため、公費負担の回数を2回から5回へ拡充し、経済的負担の軽減をいたしております。不妊治療費助成事業では、助成期間を2年から5年に拡充いたしており、12組の申請を受け付けております。

予防費では、各種予防接種を実施し、平成20年度から新たに中学校1年生と高校3年生を対象としたMRワクチンの予防接種を行っております。

健康づくり推進事業費では、平成20年度から基本健康診査は特定健診となり、医療保険者が実施することになっております。各種健診につきましては、ガン検診や肝炎ウイルス検査を実施しております。

46ページから47ページの環境衛生費では、引き続いてフラワーベルト整備事業に取り組んでおります。高須、八海、熊川、田布路木の4カ所の花壇と県道伊保庄平生線沿いのプランター200個に花を植栽して、訪れる人に潤いと安らぎを与え、町のイメージアップを図ることができたのではないかと考えております。

環境保全費では、町民、事業者、行政が協働して、地域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、地球温暖化対策地域協議会を設立し、協議会を開催しております。

48ページの労働福祉対策費では、柳井広域シルバー人材センターへの負担金を支出いたしておりますが、柳井広域シルバー人材センターの運営状況では受注件数は前年度と比較すると138件減少し、受注額についても5,344万4,460円減少しております。

49ページの農業振興費では、遊休農地の有効活用と新たな農業の担い手の発掘を目的に、

ひらお農業体験農園を開園し、19人の利用者があったところでございます。

また、施設園芸省エネルギー推進事業を実施し、暖房用燃油使用料を低減するための設備整備事業を行った3件の施設園芸農業者に対し、設備整備費の助成を行ったところでございます。

50ページから51ページの土地改良事業費では、単独土地改良事業9件を実施し、老朽化した農道や水路の整備を図っております。今後におきましても生産条件に恵まれない圃場が多く存在しており、その活用を図るため、住民の意向を十分に反映しながら協力を求め、地域の実情に即した整備を進めることが必要であると認識をいたしております。

ひらお特産品センター管理費では、創立10周年を迎え、10周年記念感謝デーを初めとする、イベントの開催により、売上金額が1億3,700万円、年間来客数は15万人を超えており、前年度を上回り順調に運営をされているところであります。

52ページの林業総務費では、継続して取り組んでおります流域公益保全林整備事業において間伐・枝打・造林・下刈などを22.34ヘクタールにおいて実施いたしました。また、イノシシなどの有害獣から農地を守るため、有害獣防除柵等設置事業を実施し、11件に対し防除柵設置経費を助成いたしております。

53ページからの漁港建設事業費では、高潮から背後集落を保全する海岸保全の国庫補助事業を4件、漁港整備として漁村再生交付金事業を1件、単独事業8件を実施いたしております。近年の漁獲量低迷や漁業者の高齢化など、漁業を取り巻く環境が深刻さを増しており、今後とも漁場の整備を効果的・計画的に推進していくことといたしております。

56ページからの道路橋梁新設改良費では、道路改良14件、側溝改良3件を実施し、生活基盤である町道の改良を推進したものであります。今後におきましては、交通バリアフリーに重点を置いて整備を進めるとともに、必要性や緊急性などを勘案しながら、計画的に高齢者などの交通弱者に優しい交通環境の整備を進めていく必要があると考えております。

57ページの河川維持改良費では、老朽化した護岸修復や流下能力を高めるための改良工事を15件実施し、河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めたものであります。

砂防費では、がけ崩れによる災害から生命財産を守る目的で、尾国梅ヶ尻地区で小規模急傾斜地崩壊対策事業を実施いたしております。

58ページの下水路費におきましては、地域住民の生活環境の整備や安全確保のため、雨水排水路の整備を8件実施いたしております。

58ページから59ページにかけての住宅管理費におきましては、中村団地と磯崎団地の火災警報器設置工事を73戸実施し、また、解体工事として上横住宅・尾土路住宅の3棟を実施いたしました。町営住宅は、老朽化による補修が増加傾向にあることから、管理面・安全面か

らも老朽木造住宅への対応は、使用料滞納問題とあわせて解決しなければならない課題であると認識しております。

59ページの非常備消防費では、初めての試みとなります自主防災組織主催の防災訓練が、曾根地区の自主防災組織によって実施され、自主防災組織と町の災害対策本部との連携訓練を実施することにより地域防災力の向上に努めております。なお、自主防災組織は、20年度末で144自治会中、100自治会で、69.4%の組織率となっております。

60ページの消防施設費におきましては、今井地区に防火水槽1基、今井団地地区に消火栓1基を設置しております。

教育費、事務局費におきましては、平生小学校で、町の単独事業として学校支援補助教員を3名配置いたしております。

61ページから62ページの小学校費の学校管理費では、平生小学校の老朽化した図書室床と外壁の改修工事を実施いたしております。佐賀小学校におきましても、外壁の改修工事を実施しております。

63ページから64ページにかけての中学校費の学校管理費では、18年度に策定いたしました平生町学校施設耐震化推進計画での年次計画に沿って、平生中学校屋内運動場の耐震3次診断と実施設計を実施いたしております。

教育振興費では、学力の向上を図り、生徒指導上の諸問題に対応するため、中学校2年生・3年生の学級編成を35人以下の少人数学級化をするために、3名の非常勤講師を配置し、生徒一人一人に応じた指導体制の充実をいたしております。

66ページからの社会教育費におきましては、放課後子ども教室推進事業による、放課後に学校施設を活用して、地域の方々の協力を得て子供たちと共にスポーツや文化活動を行う、子供たちの安全・安心な拠点づくりや地域住民との交流活動を実施いたしております。また、学校支援地域本部事業に取り組み、地域コーディネーターを配置し、学校支援ボランティアの募集を行い、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えております。青少年健全育成につきましては、安全で安心な、明るく住み良い町の実現・青少年の健全育成のために、夜間パトロールの実施や、防犯ボランティアの募集など関係団体と連携して安全・安心なまちづくり・自主防犯活動の意識の高揚を図る取り組みを行っております。

68ページの図書館費では、図書館、家庭、学校、地域がそれぞれ連携し、子供が自主的な読書活動ができるよう、「平生町子ども読書活動推進計画」を策定いたしております。

69ページから70ページの保健体育総務費では、生涯スポーツの推進として、健康・体力づくりの意識と実践意欲の高揚を図り、体育協会各部が主体となって、ファミリースポーツレクリエーション大会などの各種大会を開催いたしたところであります。また、平成23年に開

催されます山口国体で、デモンストレーション競技として電動車椅子サッカーを実施する予定であることから、おいでませ山口大会平生町実行委員会を設立して、気運の醸成を図っております。

71ページの災害復旧費では、梅雨前線による豪雨などにより被災いたしました農業用施設単独災害5件と土木施設災害1件の復旧工事を実施いたしております。

公債費につきましては、ほぼ昨年度並みとなっております。今後においても、19年度に策定した公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営を行っているところであります。

公営企業費につきましては、昨年度と比較して1.6%減少しておりますが、主に、簡易水道事業費の減少によるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率については、地方交付税の増額により1%減少し、92.1%に、また、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において19.6%となり、0.4%上昇いたしております。各種基金の残高につきましては、財政基金の残高が19年度末と比較いたしますと、5,936万5,000円の増額となっております。この要因といたしましては、普通交付税が当初予算と比較して9,569万6,000円増額したことにより、基金への積立額を増加したことによるものであります。しかしながら、基金残高は2億2,887万9,000円であり、今後の予算編成において財源不足額を基金充当していくためには十分といえる基金残高ではないと思っております。

今後におきましても、都市と地方の格差の拡大や団塊の世代の退職による税収の減少見込みなど、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくことは必定でありまして、さらなる行財政改革を推し進めて「財政健全化」に継続して取り組むことが必要であると考えております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、御説明を申し上げます。

歳入総額は15億4,311万8,811円、歳出総額は14億7,276万8,228円、歳入歳出差引残額及び実質収支額は7,035万583円でありまして、これを平成21年度へ繰り越すものであります。なお、翌年度精算分などを加味した実質単年度収支は1,164万1,475円となり、昨年度に引き続いての黒字となっております。

平成20年度から後期高齢者医療制度が施行されたことにより、国民健康保険制度においても、多岐にわたり制度改正の影響を受けることとなり、決算時点における国民健康保険加入者は、昨年度と比較して、931世帯減少して、2,095世帯、被保険者数は1,712人減少して、3,564人となっております。退職者医療制度の改正で大きく変動をしております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税におきまして、後期高齢者支援金分の課税を新設しており、現年分の保険税は19年度と比較いたしますと、約1億900万円の減収となっております。

6ページから7ページにおきましては、65歳から74歳の人数構成などに応じて、保険者間で相互負担する前期高齢者交付金が新設され、3億3,110万9,250円の交付を受けております。

次に、歳出であります。10ページの徴税費では、20年度の緊急的な見直しなどの制度改正に対応するための、電算システムの改修を実施しております。

11ページの保険給付費は被保険者種別の移行の影響を大きく受け、一般被保険者におきましては、19年度と比較すると約2億9,000万円増加しておりますが、退職被保険者におきましては、約3億円減少しております。

12ページの出産育児一時金におきましては、産科医療補償制度が創設されたことを受け、1月から対象の分娩に対して、3万円の引き上げを行い、38万円を給付いたしております。

13ページの特定健康診査等事業費では、20年度から特定健康診査と特定保健指導の実施が保険者に義務づけられ、初年度におきまして健康診査実施率の目標値を25%として、周知を図り実施したところでありますが、半日人間ドッグを含む特定健康診査の受診者は545人となっており、受診率は21.1%にとどまっております。また特定保健指導では、53人の指導対象者に対して22人の生活習慣改善を支援したところでありますが、指導開始がやや遅れ、指導期間も6カ月を要するため、年度を越えて支援を継続しているところであります。

14ページからの基金積立金につきましては、今後の財政運営の影響等に備えるために、実質単年度収支の黒字相当分を基金に積み立てるものであります。

次に、認定第3号平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

歳入歳出ともに総額5,348万9,763円でありまして、実質収支もゼロとなっております。昨年度と比較して歳入・歳出ともに40.4%減少しておりますが、これは平成19年度に補償金免除繰上償還を行っていたことによる減少であります。運営費につきましては、昨年とほぼ同様の決算状況となっております。

3ページの歳入のうち、料金収入についてであります。給水戸数、有収水量ともに年々減少傾向となっております。使用料収入については、未納者には給水停止執行通知や臨戸徴収や電話催告などを実施している結果、現年分についての徴収率は100%となっております。

4ページの歳出の施設管理費では、昨年とほぼ同様であります。公債費については、平成19年度に補償金免除繰上償還を実施していることから、70%減少しております。簡易水道事業については、柳井地域広域水道からの受水により慢性的な水不足は解消しておりますもの

の、この受水費が総経費の大半を占めている状況に変化はなく、今後においてより一層の経費削減など、経営の安定化を図っていく必要があると考えております。

次に、認定第4号平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入・歳出総額ともに1億7,913万9,932円、実質収支額はゼロとなるものであります。

医療給付費につきましては、前年度対比で88.6%の減少となっております。これは平成20年度に後期高齢者医療制度が施行したことにより、過年度分の請求遅延分の経理を行っていたことによるもので、取扱件数につきましては5,202件であります。

また、19年度において国からの交付額が本来負担すべき額より下回ったことにより歳入不足が生じたため、一般会計の繰出金で補てんしたところであります。この精算についての一般会計への繰り出しも行ってあります。

次に、認定第5号平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出総額ともに6億6,722万5,732円であり、実質収支額もゼロとなるものであります。

下水道事業につきましては、20年度に変更認可を実施し、計画目標年次を21年度から27年度に変更し、計画区域面積を457ヘクタールに変更いたしております。20年度の管渠整備につきましては、平生地区で高須と上殿、大野地区では今井西団地とみのげ団地で実施いたしております。これにより平成20年度末の整備面積は全体では237ヘクタールとなっており、処理区域内人口は6,909人、普及率は51.7%、水洗化世帯率は91.7%となっております。整備については、着実に進んでおりまして、普及率なども上がってきているところでございます。

4ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。普及率の伸びに伴いまして前年度より4.7%増額となっております。国庫支出金につきましては、19.9%減少いたしております。一般会計繰入金は、前年度より4.3%増加しており、依然として多額なものであることには変わりなく、一般会計を圧迫する大きな要因の一つであります。町債につきましては、12.9%減少しております。

6ページからの歳出の主なものといたしましては、下水道管理費の委託料で、平成21年度から開始する、上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化のために、上水道料金徴収システム改修等調査業務を実施いたしております。

7ページの下水道整備費では、公共下水道事業認可変更業務の委託を実施しております。工事請負費では、管渠整備の縮減により25.1%の減少となっております。

公債費では、ほぼ前年度並みの決算額となっており、引き続き3億円を大きく超えるもの

となっております。今後におきましてもこの傾向は続くものと考えられますので、公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営に努めたいと考えております。

次に、認定第6号平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに56万3,080円であります。昨年度と比較して決算額は84.1%減少しております。これは、平成20年6月で処理場の稼働を休止したことにより、決算額が大幅に減少しております。

次に、認定第7号平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出ともに6,575万6,313円でありまして、実質収支額もゼロとなっております。

対前年度比で46.5%に減少いたしております。これは、19年度末で管渠布設工事が終了したことによるものであります。処理区域面積は106ヘクタール、処理区域内世帯数は550戸となっております。水洗化世帯数は332世帯と増加しており、水洗化世帯率は60.4%となっております。汚水流入量の増加に対応した処理施設の維持管理体制が必要となっており、この財源確保のためにも、水洗化率の向上を図ることが必要不可欠なものでありまして、普及促進にこれまで以上に積極的に取り組んでいく必要があると思っております。

3ページからの歳入の内訳といたしましては、使用料は水洗化世帯の増加に伴い、収納額は23.1%増加いたしております。一般会計からの繰入金につきましては、昨年度とほぼ同様であります。

5ページの歳出につきましては、管渠整備の終了に伴い大きく減少いたしております。公債費につきましては、平準化債を発行していることで、増加いたしております。

続きまして、認定第8号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出総額ともに3,178万4,529円となっております。

審査会は原則毎週2回開催し、開催総数は77回で、審査判定総件数は2,163件で、昨年度と比較すると51件増加しております。

3ページの歳入につきましては、国庫補助金として、要介護認定モデル事業費の交付を受けております。

4ページの歳出につきましては、平成21年度に要介護認定基準が改定されることを受け、介護認定審査会プログラム改修業務を実施いたしております。

続きまして、認定第9号平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額9億8,211万441円、歳出総額9億5,935万3,390円、歳入歳出差引額2,275万7,501円(31ページに訂正発言あり)を平成21年度へ繰り越すもの

であります。介護給付費に係る過年度分返還金と追加交付分を加味した実質単年度収支は314万4,903円になるものであります。

高齢者数の増加により、第1号被保険者数は3,869人で2.2%増加し、そのうち65歳から75歳未満の被保険者数が1,867人で1.4%、75歳以上の被保険者は2,002人で3.0%増加しております。また、要介護認定者数は650人で、2.5%増加しております。

平成21年度から始まります介護従事者の確保や処遇改善などを目的とした介護報酬の改定や、医療制度改革の一環として実施される療養病床の再編成などに対応するために、高齢者保健福祉推進会議や地域包括支援センター運営協議会の併用開催を経て、介護給付費の推計を行い、21年度から23年度における介護保険事業の安定的運営を目的とした平生町高齢者福祉計画を策定いたしております。

5ページの歳入につきましては、第1号被保険者の増加に伴い、介護保険料は2.2%増加しております。国庫負担金の介護給付費負担金につきましては、6.6%増加いたしております。

6ページの介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、介護従事者の処遇改善を目的として介護報酬を3%引き上げる改定がされることを受け、介護保険料の急激な上昇を抑制するために交付された交付金であります。

8ページからの歳出につきましては、一般管理費におきましては、介護報酬の改定に対応するためのシステム改修を実施しております。

9ページの保険給付費につきましては、要介護者に対する給付であります介護サービス等諸費につきましては、平成19年11月に認知症高齢者グループホームが町内で新たにサービス提供を開始し、利用状況が定着してきたことから、全体で8.2%増加しておりますが、大半が在宅サービスであり、施設サービスにつきましては、ほぼ前年度並みとなっております。介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者数が減少していることから、給付費につきましても5.7%減少しております。

今後も高齢者数は増加していくことが予想され、必要とするサービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備は今後も行っていかなければなりません。一人でも多くの介護サービスを必要としない元気な高齢者を増やす取り組みを進めていかなければならないと考えております。

次に、認定第10号平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

歳入歳出ともに総額1億6,574万5,814円でありまして、実質収支もゼロとなっております。

ります。

平成20年度から、これまでの老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が施行され、山口県後期高齢者医療広域連合におきまして資格管理や給付事務を実施することとなっております。平生町におきましては、保険料徴収や各種手続きなどの窓口業務を実施いたしております。制度施行初年度ということとあわせて、被保険者からの問い合わせや苦情も多く寄せられ、たび重なる制度の見直しも行われたことから、被保険者への周知や説明、対応に努めたところであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入決算額全体の72.8%を占めており、収納率は99.7%であります。

歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で1億5,984万6,885円となっております。歳出決算額全体の96.4%を占めております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の平成20年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、決算報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前10時55分から再開いたします。

午前10時41分休憩

.....
午前10時55分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで佐竹副町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） 先ほど、認定第9号の平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の中で、歳入歳出差引額を2,275万7,501円と申しあげましたけども、正しくは2,275万7,051円の誤りでございましたので、訂正をさせていただいておわびを申し上げます。

日程第35．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第35、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問を行いたいと思います。

まず初めに、先ほど町長の行政報告にもありましたが、新型インフルエンザ対策についてお伺いをいたします。

現在、皆さん方も御存じのように、毎日のように新型インフルエンザについての報道が続いております。新型インフルエンザの感染者は、例年インフルエンザの流行が下火になる真夏でも広がり続け、8月半ばには流行期に入ったと見られております。

厚生労働省は8月28日に新型インフルエンザの今後の患者数の推計を初めて公表をしております。国民の2割が発症すると想定し、その場合、約38万人が入院し、また約3万8,000人が重症となり、ピーク時には1日に約76万人が発症する見込みだとしております。これを単に平生町に当てはめてみますと、町民の2割が発症すると約2,700人になると想定がされます。ピークの時期としては具体的には示しておりませんが、9月下旬から10月にかけてピークを迎えると見られております。また、ほとんどの国民は新型ウイルスに対する免疫を持っていないために、感染は容易に広がり、新型が流行のピークを迎えれば、季節性インフルエンザの数倍規模にもなると言われております。このような多くの情報が流されている中、平生小学校の始業式では全校集会を取りやめ、各教室で集会をしたと、こういう対策に取り組まれております。

しかし、この中で山口県教委はインフルエンザが疑われる児童・生徒が出た際の臨時休業の基準を緩和をしているところでございます。これまでは2人の患者を確認すれば学級閉鎖にしましたが、国の運用見直しで新型と季節性インフルエンザとの区別がつかなくなり、従来の季節性インフルエンザの休業基準を参考に、在籍者の1割程度に緩めております。

私は今回の死者も出ている新型インフルエンザの対策として、このようなことでよいのかと今のところ疑問を持っているところでございます。また当町では、柳井市に柳井地域休日夜間応急診療所を共同開設をしておりますが、沖縄県では一般病院が休診になる土日、土日の休日に診療を行う特定の病院に患者が殺到をし、待ち時間が4時間という状況になったと報道をされております。これは全国どこの医療機関にも共通する課題ですが、急増する患者への対応では、夜間の救急体制や土日の体制を整えること、重症インフルエンザ患者の万全な受け入れ態勢の拡充が緊急に必要だと思っております。こういういろいろな問題に対して、当町としてもきめ細かい具体的な対策が必要であり、一刻の猶予もないと思っておりますが、町民に対し、安心・安全な対策、どのような対策を立てているのかをお伺いをします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 新型インフルエンザの対策で、学校の例も引きながら、町としてどういう対応をしておるのかということでございます。御指摘のように、流行期に入ったのではないかとということで、いろんな報道がされておまして、9月下旬から10月にかけてがピークだろうというふうに指摘をされております。ただ、御承知のように、きょうも先ほど所信のところでお説明しましたように、国の方針等を受けて、県のほうも医療確保にかかわる対応方針を出してお

ります。これは今までは発熱外来ということで、いろいろ対応しておったんですが、一般の医療機関でインフルエンザ症状の疑いのある人も含めて受け入れていくということになっております。柳井地区の休日夜間の応急診療所では、今、発熱とか咳とか、このインフルエンザの症状のある方は、事前に電話をして受診をしてもらうということになっておるようでございます。発熱者の場合は、あらかじめ診療所の外で待機をしてもらって、簡易の検査をってもらって、その反応を見ると。それに応じて、場合によっては、プラス反応が、陽性が出れば、普通の患者とは別の入り口から入ってやるというような、院内感染を防ぐという意味だろうと思うんですが、そういう態勢が今しかれておるようでございます。

確かに、この7月、8月は、この休日夜間の場合、これは一般の診療者も含めて大変増えておりますし、インフルエンザの症状で受診をされたというのが、8月では72件あるそうです。それまでは7月は34件、6月は19件ということで、8月はやっぱり、かなり増えております。ただ、陽性の反応はゼロということで、今のところそういう状況のようでございますし、町のほうとしても、けさも申し上げましたように、保護者を含め、各いろんな住民の皆さんには、今まで4回にわたって全戸配布でいろんな感染防止についての啓発を行わせていただいております。町そのものは、5月の段階で平生町の新型インフルエンザ対策本部を設置をして、今この情報をしっかり共有をしながら町民へのそうした啓発を進めて行こうと。また、職員そのものも感染防止対策をとっていくということで、いろんなケースを想定をしながら、今、対応をさせていただいておるところであります。いずれにしても、さっき沖縄の例が指摘をされましたが、もし流行ということになれば、かなり集中して、そういう状況になっていくというふうに思われます。今ちょうど医師会でもそういった意味で協議をいただいておりますという状況でございます。とにかく、こうした休日の夜間診療所も含めて、当面は今申し上げましたように、そういう状況もまだ出ておりませんので、そこら辺の今の県の対応方針に基づいて、休日夜間診療所も含めて、一般医療機関で対応していきながら、状況を見ながら、そうした医師会とも協力をして、ぜひ、ここら辺の体制の強化ということにも努めていかなければいけないというふうに今考えているところでございます。

こういう、かつて経験したことのないような状況が出ておりますので、特に児童・生徒の関係等については十分配慮をしながら、これからも教育委員会とも連携をとって対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） それでは、御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

町立の小中学校における対策はということであつたろうと思いますが、臨時休業の措置、県立学校等の基準が緩和されたという御紹介がございました。当然2名というのが10%程度という

ところに変わってきたわけでございますけど、この基準が変わった理由といいますが、それについては、学校での集団発生であることを確認するためのPCR検査、この検査が原則実施されないということになったということによるものでございます。新基準では、新型インフルエンザの疑いのある患者を含むというところで、1割と基準が変更されたということでございます。当然、この基準を町内の小中学校においても参考にさせていただくということになってまいります。平生小、平生中とも学級の児童・生徒の数が30人から35人というような結構大きな学級でございます。10%と言えば、3人から3.5人ということになってまいりますし、反対に佐賀小においては、学級の1クラス5人から16人というような状況でございますので、10%とすれば1人、あるいはまた1.6人というような状況に数字的にはなってまいります。ですから、インフルエンザの疑いのある者も含めての10%ということですから、議員御指摘のように、基準が緩和されたというふうには私どもはとってはおりません。当然、実際の運用に当たっては、機械的に1割を超えたから即学級閉鎖にするとかというような状況ではなくて、いろんな状況を勘案しながら、拡大防止、児童・生徒の健康第一に考えて、そこには学校医、あるいは保健所等と協議をして、決定をさせていただきたいというふうにご検討いただいております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） いろいろ御答弁をいただきましたが、まず、今の学校の件ですが、きょうの毎日新聞にこういうのが載ってるんですよ。沖縄県で5例の急激な呼吸困難という記事がね。というのは、これ13日に発表されてるんじやが、新型インフルエンザを発症した子供の中で、急激な呼吸困難となる重症の肺炎を起こしていることが明らかになったと。この前の沖縄県で発症した中で、こういう例もあるし、また、この前から、ちょっと古いかもわかりませんが、このインフルエンザで亡くなった人が全国で11人と。こういうふうな状態の中で、この今教育長が御答弁なされた、このような緩和で、もし、いいのかどうか、やっぱり、そこは具体的に、その場その場で対策を立てていくべきではないかと、僕はこういう考えを持ってるわけなんです。その辺のところをやっぱり十分に考えられて、何かあってからでは遅いわけですから、その辺を十分考えられてやっていただきたい。

それともう一つは、休日夜間診療所の問題ですが、これは先ほどの行政報告の中で、毎週木曜日に小児科医を入れられていると、こういう行政報告があったんですよ。この辺も十分、医者の方も看護師の方も入れて、その場合はそこで緊急な対応ができるように、こういう処置をとらないと、本当にこれだけの今、これは予想ですがね。2,700人も町内でそういう患者が出た場合には、やっぱりこれは大変なことになるんじゃないかとこういうふうに感じますので、その辺のところはやっぱり皆さんが緊急な課題としてやっていただきたい。これをひとつよろしくお願いをしたいと思います。

ということで、次の質問に移らせていただきます。

次は、八海ため池の埋め立てについてお伺いをいたします。

先日の全員協議会で八海ため池の埋め立てについての報告がございました。なぜ、今、残土埋め立てなのかをいろいろと問題点がある中で2点に絞ってお伺いをしたいと思います。

まず初めに、遊水地としての考え方についてお伺いをいたします。

この最近、地球温暖化の影響が、日本の国内のすべてと言っていいほどの地域で集中豪雨による災害が発生をしております。県内でも先日、防府と山口で集中豪雨による大きな災害が発生をしております。町内でもそのときの豪雨は時間当たり61ミリの雨量を観測したと聞いております。その中で町内の大型店では冠水をしております。また、近くの住宅では庭に水が入ってきたと聞いております。町内の平野はほとんどがゼロメートル地帯です。ゼロメートル地帯での町民の安全を優先に考えれば、ゼロメートル地帯での冠水対策をしなければなりません。豪雨時の冠水対策としては、この水をいかに早く抜き去るか、または遊水地にためるか、またその両方でのくのではないかと今考えているところです。

今、町民の安心・安全を考える中で、八海ため池を埋め立てるのではなく、遊水地として活用すべきであると私は思います。この点をどのように考えているのか、まず初めにお伺いをいたします。

もう1点は、絶滅危惧種についてお伺いをいたします。

前回の全員協議会の中で、八海ため池には11種類の絶滅危惧種は生息しているとの報告がございました。今、生活環境がこれだけ崩れている中で、これだけ多くの絶滅危惧種が生息しているということは、これはすばらしいことだと思います。もし、この環境を少しでも崩すことになれば、そこに住む生物は必ず減少していくと私は思っています。なぜなら、ここに住む生物の生息環境に1番適しているからだと考えられるからです。私はこの自然環境、今以上に環境を整え、次の世帯に残していくべきだと思いますが、この点についての考え方。

以上、2点をお伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、八海ため池に関連をして、遊水地として活用すべきではないかという御提言でございます。この八海ため池につきましては、戦後27年からだと聞いておりますが、水利組合が結成をされまして、長い間、この地域の農業等に活用されてまいりました。平成14年にこの組合が解散をされて、今日に至っているわけでございますが、先ほども御指摘がありましたように、この前の全員協議会で、八海ため池の活用について、公共事業の残土処理場として活用したいという、そのことを今検討しておるといふことの報告をしたところでございますけれども、この八海ため池の活用については、今、周辺の排水対策ということが今大きな課題に

なっております。周辺というのは、この平野部を含めて、西浜から、この坂の下から、このゼロメートル地帯一帯でございますけれども、冠水をしておりますけれども、こちら辺の排水対策とあわせて、やっぱり、この問題は考えていかなければいけないというふうに考えております。

先般、御指摘のありましたように、大変、平生町でも61ミリというような大雨が降ると、冠水をする。大体、冠水する地域は決まっている。その後、いろいろこういう状況を防ぐためにどうすればいいかということで改めて私も町内、この周辺を点検をして、歩かせていただきました。御承知のように、いろいろ向こうの排水機等もついてはありますが、今、特にこの地域については支流河川がたくさんあります。勾配も今流れ出ていないというゼロメートルという話もありましたけれども、こういう状況が改めてわかりましたし、特に八海ため池のそばを流れております中川のこの状況については、八海ため池のほうが地盤が中川より高いんですね。中川のほうが低いんです。ですから、このままだと遊水地でなかなか使うということにもなりません。当面、今の現状を考えるならば、まずは基本的にここの熊川の今、河川改修の計画を進めておりますが、まずはここの早期改修を強く要望して働きかけていきたい、取り組んでいきたいと。もちろん、大内川のほうも今課題であるわけですが、何といてもこの大内川の上流といいますが、下横のところも、これは冠水の常時そういう状況になっておりますけれども、この解決と、なかなか県では同時に2河川というの、いろんな今までの事情もあるようですが、ここは何といてもですね、実情を強く訴えて、早期にここの熊川の改修を促進をしてもらおうということを今改めて県のほうにも、今、きょう申し上げまして、要望しておりますし、強く働きかけをしていきたい。これをやっぱり、まず一つの大きな我々取り組むべき、今、課題だというふうに受けとめております。それとの意味合いで、この活用については、やはり考えていかなければいけないというふうに思っております。

あわせて、今、絶滅危惧種の話がございました。これ今、環境調査が行われておりまして、田布施農林事務所において、この12月までかかるようでございますけれども、この前11種という報告をいたしました。これは準絶滅危惧種、だから絶滅危惧種と、今、絶滅危惧種ではないけれども、その危険性は少ないけれども、いずれ、その状況変化によっては準が絶滅危惧種になる可能性もあるということで、準絶滅危惧種ということで、今、理解をいたしております。鳥が5種類と魚が2種類、昆虫が3種類、植物1種類、合計11種類ということのようございまして、日本野鳥の会あたりからも、こういった環境保全について、いろいろ要望等も出されておるようございまして、これからこういった、まず排水対策をしっかり対応していくと。そして同時に、この八海ため池の活用にあたっては、こうした、ありましたように、準絶滅危惧種ということになっておりますが、そういった環境面への配慮も当然していきながら、活用の方向づけをしていくということになるというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

議員（6番 瀧上 正博君） 再度、確認をさせていただきたいんですが、そうすると、このため池の埋め立ては、今のところ、凍結とか休止とかいうことで考えてよろしいのでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ため池の埋め立ての計画を検討をさせていただいておりましたので、その検討はいろんな角度から、これの活用については、これから将来を含めてしていくことになると思いますけれども、当面、いわゆる排水対策について、これはしっかりここの熊川の改修を含めてやっていきたいと。やっぱり、それとの意味合いで、八海ため池をどうしていくのかということこれから整理をしていきたいというふうに考えております。

.....

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問いたします。

前の議会で監査委員に就任をいたしまして、一般質問について、どうしようかという、いろいろ悩んでおりましたが、9月の定例会準備するに当たりまして、一般質問は議員の花だと、議会活動の、そういう話も出まして、これはしなくてはならないなという気でありましたら、いろいろと事態も変わってきましたから、何点かお伺いをしておきたいと思います。

まず、この間の1番の問題は、町長の当初の話でありましたように、新政権の発足が16日ですか、衆議院選挙の結果を受けて、この日本で一つの歴史を画する出来事が8月30日の選挙で国民の意思として示されたと、このことだと思います。したがって、このことについての感想の一般質問の通告をいたしましたので、最初の町長のあいさつもいろいろとやりにくい面があったかなと思いますから、今度は十分にお話をさせていただきたいと思うんですが。

私は、今度の、この歴史を一つの区切りをつくるような事態に対して、国の政治も変わるが、地方もこれで変わっていかねばならないという一つの大きな流れができたようにも感じますので、3点ほどの質問の中身を通告をいたしました。

まずは感想についてですが、先ほど申されたこと以外にあれば、今度の新しい政権が発足することについてのお考えを聞いておきたいと思います。

それと、もう一つは、いわゆるマニフェストを見れば、やはり地方への流れ、地方は自分で考えてやりなさいよという方向は、これは今までの事態とは一変して変わってくると思うんです。特に財源措置というよりは、国のいわゆる外郭団体が無数につくられたわけですが、そこから押しつけてこられる今までのいろんな政策が随分あってきたと思います。そういうのがだんだん少なくなっていくのではないかと思います。したがって、財源を措置するからよく自分で考えてやりなさいよという地方分権の型が当面出てくると思います。この流れができてきますと、例えば、

次の総選挙でまた政権が変わったとしても、この流れは、今までの全国知事会など地方団体の動きを見れば、もとに戻らないと思うんですよね。ですから、地方分権の受け皿としての町のあり方のこの取り組みが大変大切になってくると思いますから、このことについてもお考えがあれば、聞いておきたいと思います。

とすると、この事業をこなすのは役場のスタッフでやっていかなければなりません。協働とか、いろいろ話をされます。いろんな政策提案は議会、住民からあったとしても、中心になってやるのは役場のスタッフだと思うんです。ここの育成が今まで国から言われたとおりをやっておるとい、かなりのそういう傾向を感じるわけですが、これについて、人材を育成していくことが大変大切だと思います。一つは政策能力、立案能力の向上、それと住民と協議をしていく能力の向上、こういったいろいろなテーマがあると思うんですが、この点についてのお考えがあれば、聞いておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） けさほど感想について、新政権の発足に向かったの私なりの感想を若干申し上げさせていただきました。いずれにしても我が国のこの政治の歴史の中では、本格的な政権交代というのは、私は初めてだろうと思います。戦後のときは別にいたしましても、申し上げましたように、93年の細川連立政権は選挙の後、8党派が一緒になって、ですから、そのときは自民党はまだ二百二、三十議席がありまして、比較第一党という状況でありました。今回はまさに与野党が逆転をしたという意味では、本格的な政権交代というのは初めて経験することだと思います。小選挙区制の影響もこれありというようなことで、ああいう結果になったんだろうというふうに思いますが、政権の交代については、これはもう欧米含めて民主主義国家と言われるところではかなり普通の出来事として起きているわけでありまして、いい意味でお互いにこの政権を目指して、政党としてですね、切磋琢磨をしていくと、鍛えられていって、政策も磨かれていくということになれば、結果的に国民にとってはいい政治が実現するんじゃないかという形で、これからのそういった意味では、政権交代がいい意味で日本の政治の質を高めていくきっかけになればというふうに私自身は思っております。

いずれにしても、こういう歴史が動く瞬間を我々も今、皆さんもそうですが、こうやって経験できるというのは、本当に何とも言えない筆舌に尽くしがたいような現状だというふうに受けとめております。

そこで、今お話がありましたように、いわゆる地方分権のあり方といいますか、受け皿としてどうかと。確かに今回は、今、私もこの前、連立政権の政策合意というのを見させてもらいました。その7番目のところに地域の活性化というのがあって、国と地方の協議を法制化すると。これはもう今年度の補正を含めて、場合によっては、一部凍結するというような話もして、民主

党が来ましたので、しっかりここは地方との協議をどうするのかと。これはもう既に協議の場を法制化するというのですが、その前に協議をスタートさせるということをお約束してるところから、これはこれでぜひやってもらいたいし、地方にいろんな不安を与えないようにしていただかなきゃいけないというふうに思っております。同時に、そこに書いてあるのは、地方に権限を大幅に委譲すると。地方が自由に使えるお金をふやし、自治体が地域のニーズに適切にこたえられるようにするという文言が、この中に連立合意の中に入っております。それだけに、ですから我々から言えば、6月にも議員から質問がありました、地方分権について。権限と財源と人間と、この3つがそろって、地方自治が地方分権が前進するんだということをお答えをさせていただきましたけれども、権限と財源について今までいろいろ議論をしてきましたが、こういう形で逆にやっていこうという今話ですから。どこまでこれが実現できるのか別にしましても、我々のいわゆる心構えといえますか、もうそれだけふえれば、自由に使える金を皆さん、出しますよと、こうなれば、逆に我々がそれをどう活用していくだけの能力を政策力を持つのかと。自分たちの自立性が、逆に主体性が問われてくるということになるわけでございますから、おっしゃったとおり我々として、本当に地方が力をつけていく。もちろん我々首長も含めて、職員と一体となって、こういう時代のまずはそういう意識の改革。それから、そうした取り組みをしていける資質というものをしっかりつけていかなきゃいけないということがこれから問われるんだろうと思います。そういった意味で、人材の育成というのは、ここにかかわってきますけれども、人材育成というのは、非常に大事な課題になってくるというふうに思っております。これも一朝一夕で、あしたからこういうふうにしましようということになかなかありません。ですから、計画的にこれは対応していかなきゃいけないということも考えておるわけではありますが、今、平生町では、平成14年に平生町の職員人材育成基本方針、これを策定をいたしております。平成20年の6月に改定をしております。これ中身は大変すばらしいですね。これは私が読んでもなるほど、これはいい育成方針だと。本当にこれからの時代をまさに分権時代に求められる新しい職員像。それから管理職も含めて、その役割はどうあるべきかというようなことで、この中身は大変今の時代にも改めてふさわしいもんだと、思っております。これをやっぱり、もう一度、職員にも徹底をしていかなきゃいけないし、また、ある意味で、先ほど言いましたように、計画的にこれからそういう人材育成をどうきちっとやっていくのかということを実際に取り組んでいかなきゃいけない、そういう時代に今来ているということも事実だと思いますので、そういう観点から、これからの取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今度のいわゆる選挙の結果の原因についてですが、先ほど町長の説明では、地域と格差の問題と国民生活の困窮の問題、この2つが上げられておりましたが、

私は一つ思うことがあるんですが、前に小泉政権のときに大量の当選者を自民党は出しました。あのときには、とにかくもう郵政、郵政、結局、これは看板を変えれば、公務員バッシングのような中身だったと思うんです。郵政、郵政と言って。民間ができることを何で反対するんかと言わんばかりの話でした。今回もね、私は投票先を変わりましたらね、同じ底流が国民の意識にあると思うんですよ。一昨年の参議院選挙で民主党がかなり勝ちまして、一つ、国のいわゆる天下りの状況、それから外郭団体の状況がテレビで毎日毎日、これでもかというほど随分と、この政官癒着といいますが、これの構造がテレビで放送をされました。結局、国民はこれを見て、これは改革せんといけんと。この底流は私は同じだったんじゃないかと思って。一つ注目すべき今度の選挙の結果に思うのは、みんなの党がかなり票を集めて、例えば、東海地方と近畿地方でしたか、比例代表でも1ずつとれたのに、候補者の得票が足りなかったから、よその政党に回したということもあって、かなりの票を、人気を集めている。これは看板は、例の渡辺さんの行革のテレビ出演が1番大きいと思うんですがね。メインがね、ここが大変あると思うんですよ。そうすると、ここを本格的に切り下げていけないといけないと。こここのところ、いわゆる先ほど人材の育成等に含めて期待をしましたがね、この根はしっかり理解しておく必要があるのではないかと。きのうきょうと、また障害者や高齢者の就職をする、斡旋する団体が、もう国の指導のもとで新しい天下り団体がつくられて云々という、こういうのをまたこれから先、新しい政権になったらどんどん出てくるんじゃないかと思うんですよ。そうすると、先ほど言いましたように、それぞれの団体がこの政策をやってくれというのは県を通じて市町村に流してくる。こういうことをしたら、絶対になくなりますよ。それで、そこを自分で考える。先ほど、政権が、地方公共団体が必要だと思うんですがね。

私、こんな政策をやれとは言わないですけど、びっくりしたことがありまして、私ごとですが、阿修羅を見に行こうと思ひまして、九州に行きました。阿修羅像を見ましてね、ついでに足を延ばして、九重町の吊り橋に行ったんですよ。11日に行きましたがね。9月10日までのあの橋の通行人数が478万、今年には500万超えるんじゃないかという勢いですよね。一人通行料500円ですよ。計算してみたら20何億円ですか。それに土産やら何やらいろいろあるでしょうね。当初、始めるときに、私はあの議会におつたらどういいうぐあいに言ったかなと自分の胸にも聞いてもみましたが、それこそ橋をかけるのは集落と集落を結ぶという前提なんか、それも何もない。とにかく風光が明媚な点だけで、あれだけの事業をやって、随分と勇気もあろうし、将来をいろいろ考えて、あの町はやられたんだなというぐあいに思いますがね。こんなことはなかなか簡単にはできないにしましても、一つの地方が生きていくために、いろんな、それこそ蛮勇を振るう。また知恵を出す。こういったことの典型だなと思ってびっくりしました。まだたっていないが、そのうち、もう1回行ったからいいだろうと、今の勢いで増えるとはそれは難しい面も

ありましようけど。それはびっくりしましたね。地元の雇用、土産の、地元の産品も出されておりますし。これから、それぞれの町が自分で生きていくことを真剣に考えていく、一つの典型じゃないかなと思って、感動もして帰りました。こういうことを見ましたら、うちの町も、少し大きな例を挙げましたけど、とにかく、先ほど人材の育成計画があるということで、また機会があれば、どういう中身なのかも議会にも紹介をしていただきたいと思いますし、また、こちらからもいろいろな意見を申し上げまして、職員の皆さんに期待をする、この中身を申し上げたいと、補強できるなら、していきたいとも思いますから、この点については、新しい政権がこれから発足をして、一つの歴史の区切りを、これから出発します。それに対する先ほどの町長の答弁で方向性はよろしいかと思いますが、とにかく一つは予算をへびってきて、職員の見聞を広げるという予算も、今までどんどん削ってきていますから。さっき言いましたが、ちょっと足延ばせば、今先ほどそれで挙げたわけですが、いろんなことを見ることができます。人材育成の中にも各地を見て歩く、研修して歩くというのも大事なことです。こういう点も先ほどの人材計画があるなら、ぜひ、先ほども言いましたように示していただいて、お互いに立派なものにしていくつもりでありますので、今まで聞いてなかったですからね。その点はぜひ期待をしておりますから。この問題はそれでいいです。

次に、これが今もまた裏返しなんです、親切的な行政のあり方についてということで質問をいたします。行政がいろんな住民に対して制度をやるときには、住民から申請が上がってきたら、やってあげますよというのが、今日の行政の運営のあり方だと思うんですよ。この申請主義だと思いますし、自己申告がなければ何もしません。ところが、どういう制度があって、自分がどういことが使えるかというのは、言えば、広報に出してありますよ、掲示板に出してありますよ、チラシをお知らせしましたよ。こういう状況じゃないかと思うんですよ。以前、町営住宅の明け渡しの裁判で、私この席で、相手がどこにあるか、何かさっぱりわからん相手先に向けて、どうして裁判を起こして、何の意味があるのかという通知をしました。裁判所というのは、張り出したら、それで効果があるとみなされてるんですよ。そのような行政を感じるわけですがね。中身はちょっと町民によっては、また若干は申し上げるかもしれませんが、この申請主義の行政運営の、例えば、今度の補正予算に災害時要支援者住宅用火災報知器、これはもう火災報知器はありがたいことだと思うんですが、これは、この制度をつくって、要支援者というのはだれで、どういうぐあいに徹底して利用してもらえるようにするのか。今回、それはいいですよ。そういうところまで、ちゃんと。ただ制度作りしました。はい、広報に載せました。これで済むのか。申請主義、皆さんから申請が上がってこなければ何もしませんということは行政の基本になっているのではないかと。このことについての感想をちょっと町長に意見を聞いておきたいと思うんです。今日の状況です。

それから2番目、書類行政、とにかく何かを申請すると大量の書類を出させるようになってるんですよ。例えば、市町村や県・国はあなたのことは一切知りませんと、そこから始まるんですよ。何か申請書と言ったら、まず戸籍謄本、戸籍抄本を出せ、戸籍があるかどうか確認します。その次に、住民票があるか確認します。家族がどのようなか確認します。全部、添付書類を出さないでしょ。あなたのこと一切知りません、行政は。そういった立場なんですよ。そうして例えば、障害者をもとにして、あなた障害者手帳持っているか、それも添付しなさい。それも知らない。その人が障害者手帳持っているかも知らない。どういう中身かお医者さんの診断書を出しなさい、それも知らない。とにかくあなたのことについては一切知らないから、あなたの主義主張を説明する書類を出しなさいというのが今日の行政のスタンスじゃないですか。添付書類を先ほど一つとって見ていったら、収入がありますか、いろんなことを調べるんですよ。こういう行政になっておると思うんですが、町長、いかがですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行政の立場から言いますと、大変答弁に苦勞する答弁だと思います。今の申請主義と書類行政とこれはかなりだぶって、申請も、しかも書類できちっと出しなさいと。行政を進める立場から言うと、やっぱり一定の法律や条例やそれに基づいて申請手続きをしていただく。手続き的な問題といいますが、もっとそれを簡略化せいとかですね、もっとわかりやすくやってほしいというような、方法はいろいろあるんだろうと思いますが、基本は行政の処理の仕方とすれば、申請をしていただいて、それを処理を行政処分をしていくというのが今の状況になっておりまして、この方式をどうすればいいのかというのはなかなか、我々が、今うちだけはこうしようというわけにもいきませんけれども、できるだけ、先ほどありましたように、行政としてできることは、いろんなそういう申請、しかも書類で出していただくということになっていますから、できるだけ、そのことの周知をしていくこと。そしてまたいろんな情報提供していく。地域の人にとっても本当に、書いて出す、そして書類で出さなきゃいけないということはやむを得んにしても、その対応を、もっと親切にということになるかというふうに私自身は今思っております。

それともう一つは、いろんな申請をするにしてもですね、個々の例えば、児童手当の申請にしろ、それから、いろんな介護の申請にしろ、障害者の申請にしても、それによってまた、どこまで出せというのがまた違ふと。この辺も少し、我々もどうしてそういうふうに制度によって手続きが異なってくるのかと。この辺も、これはしっかり、私も今回御質問いただきましたので、引き続きよく研究してみないといけんというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） いろんな制度があつて、利用できるべきことがうまく住民に伝

わってないから、それはお前、広報読まんから悪い、いろんなお知らせがあるのを知らんから悪いということになると思うんですが、例えば、福祉行政なんかでしたら第1線の保健センターを中心にいろんな住民のことは御存じなんですよ。そうすると、先ほど言った、要支援の火災報知器のあれでも、あなたは該当しますから、申請しますかしませんかという問い合わせぐらいはしてもいいと思うんですよ。それを求めたいと思うんですがね。それは後のこと……。いろんな制度について、あなたこういうことに該当しますよと、申請をしませんかと。するしないは本人なんですよ。そういう行政になってないと思うんですよ。特に第1線で働く役場の職員がそういう制度が適応されるかどうかについても知識がないと。そのために十分に伝わらないと。そういうことも大いにあると思うんですよ。したがって、例えば福祉制度に、この制度は利用できるのに本人もそこまでわからない。そういう制度があるとわかって自分も適用できるかどうかもわからない。いろんな介護を受けたり、支援を受けたりするのに、相手からも聞かない。説明がないと。そういうことが大いにあると思いませんか。今の行政のあり方では、これは私は直さないといけんと思うんですよ。だから自分たちが直接介護したり、支援したりした人については、どういう今制度の仕組みが利用できるかというのは第1線で理解をしておいて、申請するしないはあなたの自由ですが、こういう制度がありますよということを説明するのが行政のあり方ではないですか。広報で書いてあるとか、制度の説明を1回ほどしたとかじゃなくて。これについての態度を方向を改める必要があるんじゃないかと痛切に感じた事例がありましたのでね。

例えば、ずっと以前でしたが、精神障害者の人でしたが、家に隠すというか、出さないんですよ、親が。それで、それではいけんというんで、いろいろこう支援をしまして、いろんなそういった、結局、そういうことによって、精神障害者の年金の手続きまでいったケースがあるんですがね。そういったケースもあるかもしれません。でもそこにそういう人がおるというのを知らないはずは行政はないんですよ。とにかく、もっと第1線でいろんな制度が、住民にこういう制度が利用できますよと。こういう説明ができる体制が親切的な行政じゃないですか。このことについて一つ。

それと今、2番目の書類の問題。これはこれから先、研究してみることがいいんですけどね。例えば、介護だとか障害者の支援をしていて、第1線では毎日のように出会う人、10日に1回出会う人もいる。その人が国籍があるか、家族がどんな状況か、どんな手帳を持っているか、これがわからないという行政のそんな失礼な話はないですよ。どう考えてみたら、これは書類を、ただ、いろいろ窓口で手続きをしたり、いっぱいあって申しわけないんだが、しょうがないんですよという概念でがりがりになっちゃうんですよ。何でこれが改善できんだろうかという発想がないんですよ。これは県の制度である。だから県がこう言っていこうがしょうがない。では、県に対して、どうしてこのままだいいんですかと1回でも言ったことがあるかと思ったら、

多分ないと思うんですね。国の制度だから、これはしょうがない。これは親切的な行政を進めるための行政の職員としてのスタンスじゃないですか。そうして今、言ったように、先ほどの町長の説明がありましたように、制度によって出す書類が違う。こっちの制度は所得はちゃんと同意書をとったらのぞきますからいいですよ。片一方は所得証明を出しなさい。いろんな仕組みがあるんですね。これについてもちゃんとした研究をして、方針を出していく必要があると思うんです。

2個目については先ほどの町長の答弁でいいですが、初めのほうのあり方の問題ですよ。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 実際に職員として住民の皆さんに接する、あるいは住民が役場に来られた、こういうときに説明をいろいろしなければなりません。住民のほうにしてみれば、それがわかっているのなら、そのときに一緒に言ってくればいいのというようなケースがあったりするんだらうというふうに思います。ですから、その辺については、できるだけ来られた方の立場に立って、本当に十分な、十分と言える状況になるかどうか別にしても、やっぱり親切に、何が聞きたいのか、どうしてあげたらこの人のためになるのか、あるいは、この人の期待をされとるのは何なのか、いろいろそこら辺に思いをめぐらせて対応していけるようにですね、これは事あるごとに、また私のほうからもよく職員のほうの対応について指示をしておきたいと思いますが、できるだけ気配りをしながら、親切的な行政をしていくと。これは大事なことだというふうに受けとめております。

.....
議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） それでは、通告に従い質問します。

まず、平生小学校の設計業者選定の経緯を審査会のメンバー構成を含めて、詳細かつ簡潔に御説明願いたい。御承知のように質問の回数に制限がありますので効率よくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 小学校の設計業者選定の経緯についてということで、設計業者選定の経緯についてでございます。

既に御説明をさせていただいておりますけれども、今回のこの平生小の改築につきましては、公共投資の臨時交付金、これを活用して、急遽、今年度前倒しで実施をしようということで決断をさせていただきまして、5月の段階でそれぞれ産業文教常任委員会、あるいは全員協議会で、こうした取り組みを実施をしていきたいと、ついては、プロポーザル方式を採用すると、6月から取りかかっていきたいということの説明をさせていただきました。

その際に、現況を申し上げますと、設計業者の状況については、去年から御承知のように、耐

震工事をやっていかなきゃいけないと、これは県内、他の市町もこういった今耐震化が急速に取り組みが進められておると。設計業者の業務委託もかなり数が増えてきて、手持ちも増えておるといような状況が一方でありまして、なかなか限られた工期で設計業者の体制をしっかりと満足するものにしていくためには、やはり構造の専門家も含めて、しっかりした大手の建設設計事務所を含めて協力をしてもらいたいということで、大手の5社、それから県内に建築事務所の登録を有する設計事務所5社、それぞれ指名をさせていただいて、JVを組んでもらって、プロポーザルの提案をいただいたと。これは6月の中旬であります、かなり6月に入ってからの作業だったと思いますが、短期間の間であります、各社ともよく応じていただいたというふうに思っております。その後、6月の定例会において、6月22日でございますが、産業文教委員会でもこの取り組みについて報告をして、6月中に何とか業者を決めていきたいということで、その方針を説明させていただきました。そして審査委員会は、これは町長以下7名で、この審査委員会を持ちまして、それぞれ6項目の評価事項を中心に検討させていただきまして、最終的には7月3日に業者の決定ですが、それに至るときに7名が各自でそれぞれ評価をしました。提案者名、会社の提案された会社名は伏せて行っております。どこがどの会社の提案かというのはわからないようにして、7名でそれぞれ評点をつけた。総合点で1番高かった業者に決定をしたということで、御承知のように日立建設設計と車田設計事務所、これが最優秀ということで決定をされました。

したがって、御報告をさせていただきましたように、この審査に当たっては、公平・公正な審査が実施をされたというふうに受けとめております。したがって、その状況を受けて、7月8日の全協でその結果を報告をさせていただきました。7月15日には臨時会でその関連の予算の御承認を皆さんにいただいて、業者との関係ではその翌日に業者と契約を、皆さんの議決を踏まえて、業者との契約を締結をして、7月21日から建設委員会をスタートしたという流れで、今回のこの設計業者の選定はされてまいりました。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） プロポーザル方式で選定されたことは理解しておりますが、議会からも一般質問等で複数以上の議員から、景気低迷の折からですね、県内業者を企業を優先してほしいと要望がされております。にもかかわらずですね、5つの共同企業体と今おっしゃいましたけれども、そのうち4社が県内の本社のある業者。もう1社が広島県。この5つの業者も、私がかかり聞くまでは、内容が全然わからなかったと。資料が出てきて、初めて、いろいろ調べた結果、4社が県内、1社が広島と。県内の業者も実績も十分評価できると思いたすがね。にもかかわらず広島の業者に決めた理由は何かと。また山口県内に事業所があると明言されました。今の車田さんですかね。が、我々産業文教委員会の委員のうち、私を含め複数以上の委員が、事

業所の実態がないと確認しております。また、補正予算が成立する前に業者選定を決めたのはなぜかと。また、夏季休暇で長期にわたり国内に不在であったと。町長ですね。この辺は別に責めるつもりはありませんけれども、危機管理の面からもですね、せめて議会には長期不在も報告すべきではなかったらうかと。安心・安全のまちづくりと言われますけれども、かけ声ばかりかなと。いずれにしても議会の軽視、町民軽視、いわゆる町民無視と言われても私なら返す言葉がないと思います。返す言葉があれば、お聞きしておきます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後 1 時からといたします。

午前 11 時 57 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきますが、先ほど、御説明を申し上げましたように、業者選定の経緯と申しますか、この経緯につきましては逐次議会に報告をさせていただきながら対応して 5 月から 7 月まで参りました。

先ほども申し上げましたように、7 月 15 日の臨時議会で関連する予算を成立をさせていただきました。

したがって、当然、その経緯についても御了承いただいた上で御判断をいただいたものと。議会の御承認をいただいたということは町民を無視をしておるということではないというふうを受けとめておりますので、しっかり議会の対応についても説明をしながら対応させていただいておるというふうにご理解をお願いをしたいと思います。

それから、指名をさせていただいて、業者の選定については先ほども言いましたように審査会でやったわけですが、5 社のうち 1 社、その大手と、それから県内の中に、我々は県内に事務所登録があるという位置づけをさせていただいておりますが、たまたま 1 社の本社が広島ということが指摘をされておりました。

結果的にはその 1 社が選ばれたわけでありましてけれども、選定の過程は今申し上げましたように、あくまでも我々も評価をする、それぞれが持ち手を持って、いわゆる提案された会社がどこかわからないようにしておいて 7 名が審査をして、その結果、その総点が多かったのが最優秀という形で決定をされたというふうにご申し上げましたように、審査そのものは選定については公正に行われておりますので、その点については誤解のないように、たまたまその 1 社が今の本社は広島ということになりましたけれども、あくまでも県内業者という認識で我々は対応しておったということについては、ぜひ御理解をお願いを申し上げたいというふうにご思っております。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 町長は、さきの淵上議員の一般質問のときにも、淵上議員から、設計業者も県内業者を使用してほしいということに対して、県内業者を優先するというように答弁したと私は記憶しております。

今の、山口県に事業所を置いていると認識しておるとおっしゃいましたけれども、今の山口県のホームページ、私、先ほど知ったんですけれども、山口県の県庁のホームページにも車田建築設計事務所は主たる営業所を山口県内に置いていないということで指名業者には入っていないということが判明しています。

たまたま選定したのが県内業者ではなかったということですが、先ほどからの平岡議員も言われましたように、行政というのは書類審査というのを非常に厳しいものがあります。私も過去いろいろ経験しておりますが、一字一句間違ってもやり直せというようなことは重々あったと思う。にもかかわらず、たまたま県内ではなかったというよりも、もともと書類審査そのもので外しておくべきではなかったか。そうしないと、県内業者を優先して使用すると言うにもかかわらず、5分の4が県内業者で5分の1が県外業者で、たまたまそこに行ったというのはいかようにも不自然にも思えるし、ただ不自然を攻めるつもりはありませんけれども、しかし県内業者を選定しなかった責任を感じているのか感じていないのか。また責任はだれにあるかと、その辺がまた町長も長期不在を私もそれなりに攻めるつもりはございませんけれども、そういうことについて私も多大なる迷惑をこうむった1人であります。

これはあえて今申しませんが、そういうことにおいて、いつ、あるいは天災、地変が起こるかもわかりませんが、危機管理を怠っていたのではないかと。産業文教委員会においても、職務代理者は当然出席しておりません。職務代理者は総務課長ですから所管の委員会とは違います。町長がいない場合は、職務代理者が総務課長ということになっております。

また、これは私が 違いますか 条例をもう1回読んでみますが、いわゆる最優先順位としては総務課長、その次に政策調整室長ですか、いうように職務代理者の順位というのは条例で決まっております。にもかかわらず、私からすれば、そういう防府市のような災害がいつ起こるかもわからない。地震についても同様でございます。国内におるならともかくも、国内にいないと。ましてや、最近は携帯があるわけですからいつでも指示・命令系統はできますでしょうけれども、そこら辺の緊張感が欠如しているのではないかと。

選定した業者についても、猫の名前ではあるまいし、たまたまで、決して許されるものではないと。そこら辺はもう一遍、決意のほどを、これからどういう対処をするのかお聞きしておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず私の1週間の不在の件でございますが、これは、もちろん今はいつでも携帯で連絡はとれるわけでございますけれども、議会に対してのどうだったのかということになれば、これはもう大変申しわけないことで、こういうことがないように気をつけていきたいというこの気持ちはこの前も申し上げたとおりでございます。

そして、この選定の件でございますが、先ほども申し上げましたように県内に事務所登録をしておる業者の中から選定をしたということでございますので、我々が申し上げておりますように、業者の指名とかこの辺については、できるだけ地元でできることについては地元で発注をしていって地域の活性化あるいは地域の地場産業の育成と、こういうことにつなげていきたいと、これはもう申し上げているとおりです。地元でやれる業務についてはそういう形で我々も選定をしていきたいと、この基本的な考え方に変わりはありません。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 次の質問に行きます。

次に、今度は建設にかかわることについて、二、三お聞きしておきます。

これから設計が済んで小学校建設について行くわけですけど、決して汽車をとめようという気は毛頭ございませんけれども、こういう景気低迷の折から、少なくとも設計がよそに行ったというのは残念至極、私個人としては非常に残念に思っております。

ただし、これから先、これに対して建設が始まっていくわけですが、その場合にどのような基準で指名審査会が入札業者を指名するのか、指名審査会のメンバー構成を含めて基本的な考えをお聞きしておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 指名審査会についての御質問でございます。

平生町が発注をする工事等の指名競争入札に参加させる者の選定、あるいは格付、それからいろいろ事業の損失補償に係る問題、不正行為を起こした建設業者に対する処分等々こういうものを対象にして、審査会で、これは町長、副町長、総務課長、建設課長、この4名で審査会を設けて入札に当たって審査をさせていただいておるということであります。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 私が先ほど聞いたのは、メンバーだけではありませんで、どのような考えで入札業者を指名するのかという考え方も聞いておと思うんです。回数に制限がありますので、次の回でそれまたお願いせにゃならんですけども、少なくとも平生小学校の建設計画はRC構造で2階建てと切妻及び延べ面積が2,400平米のように聞いております。

この程度の工事なら地場産業でも十分対応できるのではないかと、その辺について、地場産業を育成する、景気浮揚にもつながるということを考えるならば、少なくともそこら辺を入札、い

わゆる指名に入れる考えがあるかないか、その辺もお聞きしておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから申しておりますように、工事の内容によって、県なり町なりの指名基準というのがありますから、それに基づいて、できるだけ地元業者で対応できるものについては地元の業者に発注をしていくと、これが基本的な考えであります。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） その基準については、私もその委員ではございませんので詳細なことはわかりません。しかしながら、基準にはまらないから入れないというようなことになっても非常に困るわけです。

やはり少なくとも、そういうときこそ地元業者を救済と言ったらちょっと言い方はおかしいですけれども、仕事を分かち与えるためにも、少なくともそういうときにこそジョイントベンチャーで地元企業を優先した共同企業体を組むと。「なるべく君たちにも仕事を与えるからそのような企業体をつくってこいや」というのが本来の姿じゃないかと。

そこら辺を柔軟に対応する用意があるかないか、その辺はきちっとこのたび聞いておきたい。

そうしないと、少なくとも同じ徹を二度と踏んでほしくない。もしくはこういう事業は何十年に一遍の事業ですから、少なくとも地元でそういう仕事の一部でも末端でも入れれば仕事が少なくあえいでいる業者に対して救済もある。

もちろん多少季節的なこともありましようが、雇用にもつながる、物品の販売にもつながると。そういう血の通った温かみのある行政をしないと、少なくとも今の状態で優しさがある行政とは到底思えない。今言うせめて永大産業あたりの資材についても、くまなく使えるような仕様にするとか、そこら辺の配慮を十分にさせていただきたい。そこら辺の考えを再度聞いておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、いろんなそういう地元事情等々十分配慮しながらやれるところは地元でやっていただくという基本的な考え方は、先ほどから申し上げているとおりであります。

.....

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 実は6月の本会議でも同じようなことを聞きまして、私自身、どうもちょっと胸の中にすんと落ちてこないもんですから、済みません、もう1回させていただきます。

といいますのも、実は前回にも6月にも申し上げましたように、18年度の監査意見書の結び、それから19年度監査意見書の結び、これに書いてあることは非常に私、これが実現できれば町

も非常によくなってくるなというふうな、非常に大きな共感を得まして、ぜひともこれは町長に実現していただきたいという思いがあって、実は何度も聞いている次第でございます。

それともう一つは、先だってお渡ししましたように、8月2日の読売新聞、視点というコラムに経済同友会の桜井正光代表幹事が、8月2日ですから選挙前の話ですけども、いろいろ国に対する要望としていろいろ書いていらっしゃいます。

これに対しても、実は先ほど言いました、その結びと大変似たような意見が書いてございまして、これに勢いを得まして、もう一度実は町長に確認をしたいということで、実は質問に立たせていただいた次第でございます。

町の中ずっといろいろ歩いてみますと、町民の方々非常に平生町の将来について「どうなるんじゃないだろうか」ということで心配をされております。私も、その1人でございます。

ということで質問させていただくわけですけども、まず一つ、「平生町の将来像」ということでございますけれども、少なくとも私が学校を卒業したごろに、いわゆる高度成長時代でございまして、若者はこぞって都会のほうに行っておりました。都会がそれだけやはり若者を吸収する余力があったといえますか、キャパシティがあったわけです。

したがって、田舎の若者はどんどん都会のほうに出ていったと、そのかわりに田舎のほうでは若者の就職口だとか、そういったことに対して十分な対策といえますか、やる必要がなかったと言ったほうがいいんだと思いますけど、全部、いやほとんど都会のほうで吸収してくれるもんですから、田舎のほうでは、どっちかというところそういったその若者の働き口というふうなことでの対策を必ずしもする必要がなかったというのが現状だったんだろうと思います。

その余波がずうっと今まで来ておりまして、今現状を見たときに、都会は少なくとも今世の中非常に景気が悪いということで、必ずしも若者を全部吸収する能力は実は都会でもないわけです。ただ一方、ひるがえって田舎を見たときに、田舎の若者を吸収するだけの働き口、これは過去の遺産で余りないわけなんですよ。

というわけで、若者たちはどうするかといえますと、場合によっては田舎に残って仕方なく親のすねをかじらなければいけないようなはめになっているというのが現状ではなかろうかと、私、実は思っております。

そうしたときに、そういう今の現状を踏まえたときに、10年先、20年先、平生町はどうなっているんだろうかというふう考えたときに、非常に私、先ほども言いましたように惨たんなる気持ちになってきてしまうわけです。

そこで、将来、10年先、20年先、平生町に対してどういうイメージを、町長御自身抱いていらっしゃるか、これをまずひとつ聞きたいと。人口構成だとか、産業動態、中長期の財政見通し、この辺を実はひとつ町長の考え方を御披露をいただければと思います。

見方をかえますと、老人の暮らしはどうなっているだろうかと、それから若者の暮らしはどうなっているだろうかと、それから町内の産業はどうなっているだろうかと、こういったようなことについてお聞きをしたいというふうに思います。

恐らく、私の考えでは老人しかいない、若者も少ない、非常に活気のない平生町になってくるんではなかろうかというふうに実は思っております。

そういうことで、その辺の活気がなくなってくる平生町をどうやっていくかという町長のポリシーをお聞きしたいというふうに思います。これが一つ。

それから、次は財政需要に対するウエイトづけということで、これも6月に同じようなことを聞きました。これも必ずしも私、得心できませんでした。

ということで、再度こういう話を持ち出してお聞きしたいと思うんですけども、過去15年間、地方交付税と町債が減少したほかは、その他の歳入はほとんど変化しておりません。ただし、ここでちょっと私訂正させていただきたいと思うんですけども、質問趣意書にはほとんど変化してないと、歳入はほとんど変化してないというふうに書きましたけども、これはちょっと私の間違いでございました。今申し上げましたように、地方交付税と町債はかなり減少しております。

したがって、その分だけ町の歳入、歳入自身、歳出自身も、つまり町の財政規模が減っており小さくなっております。ということで というのが今の現状でございますけれども、一方で財政需要というのは増加の一途だろうと私は考えております。

特に老人福祉関係費は急激な変化といえますが、増加を見せてくるだろうというふうに思います。となれば、限られた収入、歳入をどういうふうに分けるかといったことはこれ非常に難しい、かつ重要なことだろうというふうに私思っております。

したがって、最初に聞きました将来ビジョンに従って、何を優先してどういう順序で金を振り向けるかということについて町長のポリシーをお聞きしたいというふうに思います。

18年度の監査意見書の結びにつきまして、再度、余計なことですが、読ませていただきます。「各種産業構造の推移を見極めながら町の進むべき方向を見定め、一律削減という考え方は捨て、思考を活性化させ、精査・選択によるメリハリのある行政運営をされたい。」と、こういうふうに書いてございます。ぜひこの辺の考えについて、お伺いしたいと、これが2番目でございます。

3番目が歳入増対策の戦略ということで、これも19年度監査意見書を少し読ませていただきます。「今後、いかに安定的な財源を確保し、持続可能な財政基盤を築き上げていくかが重要」と書いてあります。

繰り返しますけれども、将来の財政需要の増を考えると、将来的に町の歳入を増やす手立てを考えないといけないというふうに思っております。町長の戦略をお聞きしたいというふうに思います。

ということで、以上3点について、ぜひ町長の考えをお聞きしたいということでございます。
議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 6月に続いて第2段で、引き続き、将来ビジョンに絡んでの御質問でございます。

まず最初に将来の展望ということで、将来の財政見通し、人口構成、産業動態、こういうものを踏まえて、活気がなくなるだろうと、どういうポリシーを持ってやっていくのかというお話でございます。

財政見通しについては、おっしゃるように税収がどんどん増えていくという、そういう見通しているのは現状ではやっぱり甘い幻想は抱かないほうがいいだろうと。地方交付税の動向についてもこれまた極めて不透明、けさも話がありましたように、これからこういった地方の財源、地方分権とあわせてどうなっていくのかと、これはまだ不透明です。

我々は、やっぱりそここのところは、今現時点では過大な期待をするべきではありませんし、しっかり、ややもすれば地方の場合というのはこの交付税、あるいは補助金、これによって毎年かなり左右される部分がありますから、これはこれでしっかり注視をして、しっかり財源確保に向けて取り組んでいかなければいけないというふうに考えておりますが、どうあるにしろ、財政状況は引き続き厳しい状況が続いていくだろうというふうにまずは認識をしております。

そういった意味で、先ほどもありましたように安定的な財源をどう確保していくのかと、これは町政にとってもう一つの大きなテーマになってくると思っております。これがまず一つ。

それから人口の話もありましたが、けさも申し上げました。今1万3,186人というふうに申しましたが、例の第三次総合計画、今やっておりますが、これをやるときの推計人口が1万4,338人と、推計値より約1,200名ぐらい今減少しておると。これ日本全体が人口減少の過程にもう既に入っております。

したがって、人口は減少する、少子化が進む、高齢化が進んでいくと、こういう地域社会にとっても大変大きな影響が恐らく出てくるだろうと、これがまず人口面での考え方、それから産業動態、産業関連も、本当に農業にしても農林水産、商業にしてもそう、それから工業についてもそうですが、一番やっぱり問題は後継者不足、担い手をどう確保していくのかと、この辺が産業を共通して言える状況になってくるだろうというふうに受けとめております。

こうした状況をもとに考えると、余り背伸びをした、これから将来を展望するのではなく、ある程度やっぱり身の丈に合ったこの将来像というのを描いていかなきゃいけないだろうと。

しかし、そのためにはやっぱり活力のあるまちづくりを一方です。一方では、お互いにこれから言いましたように人口がそういう状況になっておると、高齢化社会が進む。地域の中で支え合い、助け合っていく、そういう社会システム、社会の仕組みというものをこれからつくって、

もう今いろんな取り組みもやっておりますけれども、非常に将来大事になっていくだろうと。

そのためには、やっぱりもう一度コミュニティのあり方、コミュニティを再生をしていくと。この取り組みは、今地方分権の話が出ておりますが、地方分権から地域へ分権がしていけるような態勢をどう構築をしていくのかと。これは大きな私は21世紀、これから10年先をにらんだときの課題だというふうに思っております。

これはもう地域分権の取り組みは、しっかりその下地を今から用意をしていかなきゃいけないし、地域の力発揮事業というのをやってきましたけれども、これももう1度リニューアルして、より地域の力が発揮できるような、そういう状況づくり、これが必要になってくるだろうというふうに思っております。

2つ目は、けさからも出ておりますように、安全・安心のまちづくりという災害に強い町をやっぱり一方でつくっていくと。そして、みんなが若い人も年寄りも安心をして暮らしていける、そういう防災力の向上と、これはもういろんな今の耐震の関係も含めてここに入ろうかと思いますが、将来のそうした基盤をつくっていく上で、こうした災害に強いまちづくりと、これは一つの大きなテーマだというふうに思っております。

それから3つ目は、先ほど言いましたが、活性化、活力のあるまちづくり、担い手をどう確保していくのかと。そのためには雇用の場をどうしっかり実現をしていくのかと。新しい産業分野あるいは福祉の分野、それぞれこれから雇用の確保ができるような取り組みをしっかりとやっていきたいと。

しかも、財源的にも、この前からいろいろ6月の議会でも出ておりましたように、電源の話もありました。そういった期待できる財源についてはしっかりそれを踏まえながら、地域の活性化対策、整備計画と、こういうものを準備をしていきたいというふうに今考えておるところであります。こういう形で、一つの将来展望をこれから開いていく、その準備を進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから2つ目は優先順位ということで、限られた財源の配分でございますが、かなりもう現実には福祉を中心にした、これから将来ますます需要が高まるであろうものについてはもう対応させて、やらざるを得ない、やっていくというよりも、今日でもそういう対応をさせていただいておるといふふうに理解をいたしております。

今年も予算編成に当たって5本の柱を立てております。これが今当面の、我々は政策を集約しておりますが、5本の柱、「町民との協働のまちづくり」「安全・安心のまちづくり」「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」「活力あふれる躍動する町」「持続可能なまちづくり」こういう5本に今集約をしてやっておりますが、これが今掲げておる我々が取り組むべき方向、こういうことになります。

財政的な面での優先の関係で言いますと、例えば今必要な、けさほどから予算の議論もありますが、今本町で予算編成をする場合にまず確保しなきゃいけないのは、一つは公債費、職員の人件費、高齢者・障害者の扶助費、国保や介護などを含めた医療の会計、それから公営企業の繰出金、一部事務組合の負担金と、これらをあわせると約35億円近くになってきます。これで約、構成割合でいきますと75%です。

これは、その中には今言ったように、高齢者や障害者の対応も年々増えてきておりますが、これはこれで確保して、しっかりやっつけていこうと。これはもう、この中で最低限確保しなきゃいけない。これはこれで町としては優先的に対応しておる一つの課題になっておるだろうというふうに思っておりますが、これは恐らくこういう調子で行くんだろう。

残りのこの25%を今申し上げましたように、5本の柱を申し上げましたが、そこに沿って各施策を張りつけていってこの予算編成をしていくということになりますから、我々は今、優先的にこういった今の申し上げました各費目というのはそれにぶら下がってきますけれども、予算編成のときにそれぞれの事業の緊急性、必要性、重要性や費用対効果と、こういうものを考えてこの財源の配分をさせていただくということでございますので、なかなか今までこれをやりよったが、これはもう時代の要請からいってこっちは側にしましょうとか、これを優先的にやりましょうとか。民間の会社の場合だったら恐らくそういう格好で、やっていこうと思います。かなり、将来見通しを立てながら対応していくと。

ただ行政の場合というのは、けさもありませんけれども、これはもう本当に住民のためにはある程度それは不採算性等々を覚悟しながらも、これは決してコスト的に、確かにコスト面の配慮をせよというのを職員にも言いますが、コスト的にはやむを得なくても住民のためにはどうしてもこの事業をやっつけていかなきゃいけないというような部分もあります。

したがって、今申し上げましたように、できるだけこの事業の緊急性それから重要性、こういうものを考えながら予算の張りつけをやっつけていくということで、今5本の柱を優先的に今対応しておるといふ御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、歳入増につきましては、従来から申し上げておりますように、一つはいろいろ検討チームをつくって町としてやれる、歳入の確保を図っていく。あるいは徴収対策室等を充実をさせていくという取り組みは、引き続きこれはやっつけていかなければなりませんし、いろんな企業の誘致にしても、企業誘致を可能にする基盤を、インフラをやっぴりやっつけていかなきゃいけないということで、今御承知のように水の問題にしても水価が、工業用水がないもんですから、企業誘致といたってなかなか口では言っても、そういう水を使わない企業ならいいですが、水を使うということになれば今の200円もするような水がなかなか問題があるということで、この広水のあり方をどうするかということで、今一生懸命、田布施とも一緒になって、早いところ、きちっ

と方向づけしようと。そうしないとなかなか企業誘致の話も、言うばかりでなかなか前に進まない。だから、インフラ整備をしっかりとやるためにもこの広水の問題を取り組んでいこうということに今いたしております。

あわせて将来のことを言えば、先ほども言いましたように、これから確保できる財源についてはしっかり確保していきながら、将来の活性化につなげていくように努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 6月よりもかなり突っ込んだ答弁いただきまして、大変ありがとうございました。

少し、私の心配も少し溶けたんですけれども、ただ私の要望といいますが、これは、お願いになるかもしれませんが、もう少し突っ込んで具体的に実際のアクションを起こしていただければなあというふうに実は思うんですけれども、例えば先ほどの徴収対策等々はこれはどっちかと言いますと重要なことですが、ミクロの話でして、いわゆるマクロの話として、では企業誘致をどうするか、先ほどの水の問題もございました。これが非常に大きな問題だろうと私も思っております。

そういったことをどうやって解決していくのかと。これは本気になって考えていかないと、解決の方向には行かないんじゃないかと思っております。

総論的に、町長のお話を今聞いておりますと非常に町長は話がうまいので、やはり聞いてますと、「うん、なるほど」というふうな感じになってしまうんですけど、もう少しちょっと突っ込んで考えるともう少し具体性が欲しいなあという感じが実はしておる次第でございます。つまり、先ほど言いました実際のアクションとしてどう起こしていくのかといったようなことをもう少し突っ込んでやっていただけたらなあというふうに実は思う次第でございます。

優先順位、福祉を優先してやっていかざるを得ないだろうと、5本の柱に対してお金を使っていくんだというふうな話でございました。5本の柱というのをすぐ私は頭の中に浮かびませんが、とにかくそういう方向でやっていただくということは、これ私の非常に疑念といいますが、氷解した一つであろうというふうに思っております。

ともかく、重要なのは私が思うには町の歳入をどうやって増やしていくのかと、こういった対策が一番重要なのではなかろうかと、今町長のお話を承りましたけれども、その中で特に歳入をどうやって増やしていくのかといったことは、町の経営の根幹にかかわる話になってくるというふうに実は思っております、これはぜひとも具体的に動いていただければなあというふうに思います。

それともう一つ、これ要望になってしまうかもしれませんが、先ほどの平岡議員の質問の中で、

政権もかわったりして、地方自治体の自主性を重んじる方向に政策がなされていくだろうというお話がございました。私もそうだろうというふうに思っております。

ということは、町が自分が考えて、どうやっていくかといったぐあいのことを計画を立てて、今のその歳入の問題にしても、どうやって確保してくんだといったようなことは、交付税に頼るということではなくて、交付金に頼るということではなくて、国や県やらに頼るということではなくて、自分たちがどうやっていくんだといったようなことをしっかり計画を立てて、やっていけないといけない時期になってきつつあるのではなかろうかというふうに実は思います。ぜひこの辺は、町長よろしくをお願いします。

それから、町長のお話の中で「コミュニティのあり方」という言葉がございました。これについてもう少し具体的にお話が伺えればなというふうに思う次第でございます。この点について、ひとつ町長御説明いただければというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 「コミュニティの再生」ということを申し上げました。

やっぱり地域でお互いに支え合い、助け合っていく、地域のイメージとすれば、旧町単位といえますか、地区公民館あたりを中心にした一つの地域のあり方について、以前に合併協議のときに山田プランというのを私は出ささせていただきましたけれども、地域のやっぱりそういったこういう合併をして大きくまとまると同時に、その地域での皆さんの力が発揮できるような態勢をつくっていかないと、これから幾ら世帯は太くなくても地域が活性化していかないと、そのためにはある程度この地域で、例えばコミュニティ推進協議会的なものを地域でつくっていただく。

それを中心に、そこにある程度いろんな団体の代表者というか、地域の方も皆入っていただいて、そこで一つの地域でできる、あるいは提案をしっかりといただくと。そして、それに基づいてどの程度、権限なり予算とか、そういうものを含めたものが将来考えていけるのかというような、いろんなそういう発想はあると思うんですが、当然予算ということになれば議会とのかかわりも出てきますけれども、どこら辺までそういう形で地域の力が本当にそこで発揮をしていけるような態勢づくりと、こういうものをやっぱり構想して行って、具体的にコミュニティのあり方を追求していかなくちゃいけない。

これはまちづくりの基本的な部分だろうというふうに思いますんで、これはもう私も前から地方分権からその地域に分権をしていこうと。地域がやっぱりそういう力を持つような形のものにしていこうじゃないかというのを言っておるわけですが、まだまだ具体的なきちっとした構想になっておりませんが、これは今から第四次の総合計画を策定をしていきますから、その中でどういう地域の位置づけをしていくのかと、コミュニティを位置づけていくのかということをしっかり議論をして方向づけをしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 今のコミュニティのあり方の中で、少し私自身の考えの一端といいますかね、これも要望になってしまうかもしれませんが、御承知のように大野社協というのができまして、いわゆる移送サービスというのをやっております。

なぜこれを始めたかと言いますと、お年寄りが足がなくて困ると。買い物に行くのにも病院に行くにも足がないということで、その一助としてそういうサービスを始めたわけですが

私が始めたわけではないんですが 始まったわけですが、ただ実際に動かしてみますと、お年寄りの方がかなりこれを利用することを遠慮されてるんですよ。そういう面が多々あるんです。

もう一つは、例えばお年寄りが集まって、うちの嫁がどうだとか、隣のおばさんがこないじわるしたとか、そういったような愚痴を言い合う場というのがあれば、いろいろ日ごろのうっぷんを晴らすことができ、かなりいいんじゃないかというふうに私は思っておりまして、そういう意味で、どこか1カ所にお年寄りが集まって愚痴を言い合う場をつくるだとか、あるいはコミュニティのあり方ということから考えますと、これからは限界集落というのはどうやっていくのかと、どんどん限界集落が増えてくると思うんです。

極端な例を言いますと、葬式も出せない、やれないというふうな地域も場合によっては出てくるかもしれない。そういったことに対して、どう手を差し伸べていくのかということ等もこれ真剣に考えていかないといけないのではなからうかというふうに実は思っております。

これは質問趣意書の中に実はありませんで、町長からコミュニティのあり方という言葉が出ましたので、付加的に、これは要望として受けとめていただければというふうに思います。

次、よろしいですか 次の質問ですけれども、第四次行政改革大綱についてということで、実はこの中で人事考課、それから保育園施設管理事務、2つについて質問趣意書に書きました。

先ほどの行政報告の中で、保育園の施設管理ということについては御説明がございました。先手を打たれたなという感じがせんでもないんですが、ただ人事考課についてはたしか御説明はなかったと思います。

この2つについて、特に今の進捗状況を、御説明いただければというふうに思う次第ですが、ただ先ほど保育園につきましては22年度までに終わるとおっしゃったんですか。22年度から実施するというふうに言われたんでしょうか。ちょっとその辺、聞き漏らしたんですが、その辺を含めて御答弁いただければというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず行革に関連をいたしまして、人事評価の導入の進展状況、それから町立保育園のあり方検討会についてということで御質問をいただいております。

人事評価につきましては、この行革大綱の中で「定員管理の適正化及び新たな給与制度の確立」という取り組みの中で今検討をしておるところでございますが、実施計画の中では平成20年度を目標に掲げて対応してきておるわけですが、まだ実施に至っていないというのが現状でございます。

もちろん人材を育成をしていくという大きなテーマがあるわけでございますが、人事評価については、本当にこの評価の目的が人材の育成というふうに今言いましたが、職員の能力の開発のみならず適切な人事管理、ひいては職員の意欲向上、組織の活性化につながるという状況を考えれば導入は避けて通れないというふうに認識をいたしております、今そのたたき台をつくって今検討しておる段階であります。

ただ、今までの人事評価というのは昇給、勤勉手当等々にいろいろ差をつけ、昇任の際にそれをもとにして評価すれば、もうそれで終わりというような経緯があったんですが、もっと積極的な意味で、十分な活用をある程度組織の活性化のためにつなげていくというやっぱり方向で考えたほうがいいだろうということで、評価の方法につきましては能力行動評価、職員が期待された役割を果たすために必要な職務遂行能力、執務行動及び態度により評価する、これが一つ。それから実績評価、みずからが目標設定をしてその達成度を評価すると、こういった2本立てで今どうだろうかということで素案を今たたき台をつくって協議をしておるという段階でございます、これから十分、職員組合も含めて協議をしながら公正・公平な評価ができるような研修等も行っって制度の具体化を図っていきたいというふうに考えている段階であります。

それから、保育園の関係につきましては、けさも御報告をしましたがけれども、これは、何も質問があったから先手を打ってやったわけでありませんで、ちょうど7月に、この前の6月にも実は質問がありまして7月からこの平生町公立保育園のあり方を検討する庁内会議、あり方検討会を実はこの7月にスタートをさせました。

これから、きょう申し上げましたようにいろんな検討を各方面からしていきながら、また地域の方々の声も聞きながら平成22年度末までに方向性を取りまとめていくと。具体的には23年度以降のアクションということになると思います。22年度末までにこの方向性をとりまとめていくというのが現状の考え方です。

それから今この質問でいただいておりますが、進捗のフォローでございます。これにつきましては、行政改革の、これはもう毎年我々もしっかりチェックしながらやっていこうということで、それぞれの課が取り組んだ集約をやりまして、年度末に行政改革推進本部を開催をしてこの年間の集約を行って、6月の定例議会後の全員協議会で毎年この実施計画の進捗状況について皆さんに御報告をさせていただいております。

今の計画で言いますと、平成18年度から現在までの進捗率は83%という状況になっており

ます。これから、この第四次の行革大綱については最終年度ということでございますから、これからまた新たな第五次の大綱を策定をしていくこととなりますが、こういった進行管理の機能も十分持たせながら、これからの計画については推進をしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 実は人事考課も保育園も、これはだして質問をしたわけですがけれども、実際は本当にきょう私聞きたかったのは今町長お話がありましたフォローの点でございます。

たしか今年の6月だったと思うんですが、第四次行政改革大綱の進捗状況というリストをいただきました。ちょっと今持ってきてたんですけど、ちょっと捜して出てこなかったんですが、それを見ますと人事考課もそうですが、保育園施設管理事務もそうですが、20年度、21年度、継続して検討を行うと。そのほかにまた継続して検討を行う点、随分たくさんあるんですよ。私の理解で言いますと、これは21年度が最終年度ですよ。

ということで、今はもう既に21年度に入っているわけございまして、そういう段階の中で継続して検討を行う、確かに継続して行うということでもいいのかもしれませんが、20年度、21年度、2年間継続して行うというのが随分たくさんあるし、続いているんですよ。20年度、21年度継続して行うとなっているんですよ。

だから、確かに進捗率といいますが、達成率というんですか、83%という今の答弁でございましたけれども、この中にはいろいろ簡単にすぐできるようなものもありますし、それも入れてパーセンテージで計算すれば83に行くかもしれませんが、本当に難しい課題については、それが一番、実は本命なはずなんですが、それが継続して検討を行うでは余り意味がないような気がせんでもないんですが、そういう意味で、重要な問題は重要な問題で重点的に毎年、お前どこまで済んだかと、それは遅いじゃないかというふうなプッシュを町長なり副町長、やらないもんかというふうに実は思っておりまして、今までどういうやり方でやられたかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。町長、副町長の関与の仕方についてお聞きしたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時5分からといたします。

午後1時53分休憩

午後2時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 進捗状況についての町長の、副町長も含めてですが、チェックはどうしているかということでございます。

具体的にはそれぞれ各課で取り組んで、年次的に行くわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように行政改革推進本部で、その課題は時々あるんですが、一応年度末には行革の推進状況について取りまとめを、これはもう毎年行っております。先ほども申し上げましたように、そこでいろんなチェックをいたします。これはどの程度進んでおる、これはどうだと、それを踏まえて、先ほども言いましたように6月、今年もそうですが、あれは毎年、定例会の後の全協で報告をさせていただいております。議会にも報告をしながら、この進捗状況についてチェックをしてやっておる状況であります。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 余りしつこくやっているともた嫌われますので、適当に切り上げますけれども、ともかくとして、先ほど言いました町長あるいは副町長の関与といいますか、プレッシャーというのはこれは非常に重要な要素ではなからうかというふうに思います。

たしか第四次行政改革大綱というのは4年間ですか、4年間で初めの2年間はほとんど動きがなくて後の2年間で継続して検討するというふうな形になっているやつが多いので、何で一番最初の2年間で一生懸命やらんのかといったようなプレッシャーをぜひかけていただきたい。重要な事項については、特に重点的にやっていただければというふうに思う次第でございます。

そこで出てくるのが、先ほど言いました人事評価という、人事考課というのでしょうか、「お前、ちゃんとやらなかったら考課下げるぞ」というぐらいのプレッシャーがあってもいいのではなからうかと。余り言うとこれまたしかられますので、その前に私の要望として申し上げておきたいというふうに思います。私の質問は以上でございます。

.....

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは通告に従いまして、児童生徒のボランティア活動についての質問をいたします。

御存じのように7月から8月はボランティア体験月間でございます。夏休みということもあり、学生を中心に全国でボランティア活動が多彩に繰り広げられたところでもあります。

平生町におきましても、24時間「愛は地球を救う」の24時間テレビの協賛をして、社会福祉協議会で「あいあむフェスタ」というのがございました。そのときに、小学生、中学生がボランティアで来ております。募金活動や、それからフェスタに共催して出ているボランティア団体の出店の手伝いや、テントの後片づけまで校長先生や教頭先生の指示に従って楽しそうに汗を流

してくれました。それを見て、とても私も感激いたしました。ボランティア教育、本当に大切なものだなと思えたので、今回はボランティア教育について質問をさせていただきます。

まずボランティア教育、学校教育におけるボランティア教育の流れでございますけれど、これは1990年代に従来の知育偏重型の教育が見直され、ボランティア活動、勤労体験などを初めとする体験学習が教育活動に取り入れられるようになりました。

この流れは1996年の中央教育審議会答申もあり、これを受けた2002年4月から全面実施された新しい学習指導要領で小中学校でのボランティア推進が本格的に方向づけられました。

これは特別授業や、それから総合学習、あと道徳の時間などを利用してなされているというふうに聞いておりますが、本町においてはこういった教育がなされているか。小学校、中学校でボランティア教育はどのようにされているかをまずお伺いいたします。

それと、学校でボランティア教育をして実施するのはもちろん町内の施設とか町内になりますので、その実施を援助するというか、助ける役目として平生町はどういったことをしているか、例えばフラワーベルトなんかで今学生たちが手伝ってくれています。そういったように、いろんな各種行事、事業なんかでどれくらい子どもたちがボランティア活動に入ることができているのか。こういったメニューが用意されているのか。窓口はどこか。学生ですので事故その他があっではいけませんので、そういった安全確保はどうしているか。指導者はどうしているか。いろんな問題があると思います。

町として、そういった子どもたちのボランティア活動を助ける仕組みはどうしているか、以上2点をお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、学校でのボランティア推進につきましては教育長のほうから答弁があると思いますが、私のほうから、こういった町としてのボランティアの取り組み、特にこういった小中学生などが頑張ってくれておるその支援のあり方等について質問がありました。

ボランティア活動について、非常に今小中学校の生徒、高校生も含めてですが、熱心に取り組んでくれております。本当にありがたいことだと思いますし、そのことがそのボランティアを通じた貴重な体験、そしてまた、いろいろそれを通じて得た交流というものが必ず将来、本当に子供の健全育成に向けて非常に大きな役に立つ一つの効果があるんじゃないかというふうに思っております。

町としても、こうしたボランティアの皆さんの力をかりながら、まちづくりを進めていくというのが一つの大きな基本であります。

今、ありましたように8月では「あいあむフェスタ」が行われまして、御指摘のようにたくさんの子供たちが参加をして、街頭募金、それからバザーのスタッフ、それからありましたように

後片づけを含めて小中学生で27名参加をしてくれております。もちろん安全の確保をしなきゃいけませんから、いろんなボランティア保険に加入をして、こういう対応がなされております。

12月には赤い羽根の共同募金、これも中学生が協力をしてくれて約10人程度、これは毎年行っておりますが、これも行っておりますし、12月にはこれは、社協を中心にやっておるんですが、年越しそばの配食、これも小中高生20名が参加をしてくれております。

特にまた今年は、例の今お話がありましたフラワーベルトの植栽事業については中学生60人が参加をしてくれました。今回の大変盛り上がった地域の皆さんとの和やかな交流の中で、こういった事業ができるということは大変よかったなあと思っておりますが、今回のこの「あいあむフェスタ」にしても、それからフラワーベルトにしてもそうですが、やっぱり先生の姿勢といいますが、学校の先生の姿勢がかなり大きく影響しておるのではないかなあというふうに思っております。

校長先生みずからがいろいろ現場に足を運んでやっていただいたり、子供たちと一緒に作業をやったりというようなことで、本当にそういった意味では頭の下がる思いがいたしておりますが、こうしたお互いの交流を通じて、さらに地域に根づいた将来のまさにこの平生町を担っていく、平生町の郷土愛につながっていくようなボランティアであってほしいなあというふうに思っているところでございます。

これからも安心してこういったボランティアに参加できるような体制整備といいますが、こういうものは町としてできることはやっていかなきゃいけないというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） それでは、小中学校においてどういう形でボランティア教育、ボランティア活動の推進ということでございますけど、取り組みをしておるかということについてお答えをさせていただきたいと思いますが、その前に小中学校におけるボランティア活動の位置づけでございますが、これは学校教育法の中に小中学校がいろんな教育を進めていく上でボランティア活動とか、社会奉仕体験活動とか、いろんな体験活動をするということが規定をされております。

当然、外部の団体との兼ね合いといいますが、関係等も考慮しなければならないというような形で、今学校においてはそういう考え方の中での取り組みということで、先ほど町長も申し上げましたように、学校の校長先生をトップとした教師の集団がいかにかこれに対して取り組んでいっているかということが大事なポイントであろうと。

平生小学校におきましては、先ほど町長からありました以外にどういったことをしておるかといいますと、1年生にあってはお年寄りとの触れ合いというものを持っております。ボランティ

ア活動というのではなくて、いろんな社会体験活動、これも総合学習とか道徳の教育の中で総合的に取り組んでおるといことで、ボランティア活動とはちょっと趣旨が違うということもあろうかとは思いますが、それがベースになって子供たちの生きる力というものを育てていっておるとい考え方をしております。

4年のときに、車いすとかアイマスクの体験学習もしております。点字の学習もあわせて取り組んでおります。5年生のときに平和について考えよう、これは社会見学でございますけど、広島島のほうまで足を延ばしているんな形で社会を見つめるという取り組み、さらに6年におきましては、みんなで生きる町、本町のいろんな公共施設などを見て調べ、まとめて発表するというような形で、自分たちを取り巻く環境がどんなものであるかという認識もあわせて行っておるところでございます。

佐賀小学校の取り組みといたしましては、赤い羽根共同募金とか歳末助け合いは置いときまして、触れ合いという形でほのぼのセンターでの交流会を企画したり、佐賀地域のお年寄りとの交流会を持ったり、花いっぱい運動に取り組むほか、バス停の掃除も6年生が中心となってやっておるといことを聞いておるところでございます。

中学校におきましては、先般の運動会でもお気づきになられたと思いますし、平素から花がたくさんプランターも含めてたくさん花が美しい花を咲かせておりますが、これについての水やり、花を育てるとい意味でのボランティア活動なんかに校長のリーダーシップのもとで取り組んでおるところでございます。

また1年生にありましては、高齢者のお宅を訪問する「ひらおお助け隊」といような活動、また郊外におきましては地元曽根地区の一斉清掃にも参加をしておるといように聞いております。

当然、今日の家庭や地域社会、学校における児童生徒の実態から見て、豊かな心を持って人間としての生き方の自覚を促し、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間性を育成するといいますか、人間性を育む教育の充実といことを大きな目標にして取り組んでおるところでございますから、今後こいういったボランティア活動の重要性といことをより一層認識していくといことは、恐らく学校現場においても気持ちは一緒であろうと考えておりますし、学校、地域と連携を図りながらボランティア活動の充実に努めてまいりたいとい気持ちでいっぱいでございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、小学校、中学校の校長先生や指導者的な先生が非常に協力的だといお話がございました。

確かに私もいろんなお祭り、その他に校長先生たち積極的に参加してらっしゃって頭の下がる

思いです。こういった校長先生がいらっしゃるときに、きちんと土台をつくっておいて、ボランティアに対する土台をつくっておいて、校長先生がかわったらどんと落ちたということにならないような、そういった土台づくりを今しておくべきじゃないかなと思います。

そういったお考えはないかということと、それから子供たちは今ボランティア、もちろん1995年の大震災前までは、どちらかといえば施しの意味が強かったんですけど、今は私の力が役に立てばとか、楽しいからやる、充実感があるからやるというようなボランティア感も出ております。子供たちが参加して、こんなボランティアなら参加したいなというようなボランティア活動の門戸を広げていただけたらと思います。

例えば、社会教育団体、ボランティア団体、いろいろありますけれど、そういったところと協力し合って受け入れ態勢をとる。受け入れ態勢をとるとしたら、先ほどのボランティア保険みたいなものも要りますし、指導者、いつも校長先生、教頭先生がついてくるわけにいきませんから、そういった指導者の面もごさいます。

また祭りに、今私たち高齢化でお祭りをするのに準備とか片づけにすごく困っております。そういったものに、子供たち一緒にできるのではないかと、この前の「あいあむフェスタ」を見て思いました。テントを畳むとか、物を運ぶとか嬉々として喜んで子供たちがやってくれるんですよ。

だから、そういった子供たちの参加できるメニューをきちんと用意して場所をつくってあげる。子供たちは一つの地域の主役にはなれるわけですから、地域活動に誇りが持てるような、そういった取り組みもできると思います。この前のフェスタを見て、そういうふうに感じました。また、そのときに先ほど27名の参加があったとおっしゃってましたけれど、中学生がたしか20名ぐらいだったと思います。

「あなたたち、どうやって来たの」、「どうして、募集されて手を挙げて来たんだろうけれども、どういう募集の仕方だったの」と聞いたら、各クラスで「ボランティアをしたい人」と言って募られて結構な人数が手を挙げられたそうです。その中で、抽選で自分たちはここに来ることができたというような形でした。

そういったことも聞いていますので、社協のほうもすごい子供たちが、あの日楽しそうに活動しているので、来年はもう少し一歩進めてブースを一つ中学生に設けさせてあげよう。そこで、中学生が自分たちが企画した何かをしながら、もちろんお手伝いもする。準備それから参加、後の片づけまでをトータルで考えて、子供たちが活動するということも非常に大事だと思います。

また小中学校に限らず、高校、熊毛にはJRCもありますし、うちの平生町の行事に放送部、熊毛の放送部はかなり質が高うございますから、そういったお手伝いをさせていただいたりしている事例もございますので、そういったものを巻き込みながら、それから地域のいろんな活動にも、

例えば道づくりなんかは今ももう大人しかやってませんけれど、子供たちも一緒に出てきてやるという方向性を、町のほうで自治会の集まりなんかのときに、そういう曾根のような一緒にやってみようという事例もあるわけですから、ちょっとそちらの方向性をつけていくというのも町の仕事だと思うのですが、そういったお考えはないかどうかお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今いろいろ現実に行われている活動を紹介をしながら、できるだけその活動の場を門戸を広げて子供たちが活動できるような方法、メニューを考えるという御指摘だろうというふうに思います。

おっしゃるように、私もいろんな行事に参加をするたびに、こうした子供たちが生き生きと頑張ってくれておる姿を見まして、本当にうれしく思いますけれども、できるだけ安全性というのが大前提だろうと思いますが、こうしたそのことを通じて大人のほうも本当にいい意味で交流が生まれて、支え合い助け合う一つの姿ができるんじゃないかというふうに思っておりますので、この辺については十分どういう形で、もちろん教育委員会を含めて、あるいはまた社協等々しっかり横の連携をとって、これからもこうした子供たちの活躍の場を検討してみたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） そのボランティアのいろんなメニューを出しているところが実際にあるんですけど、ジョイボラ2009夏号というのをちょっと手に入れたんですけど、これは我孫子市で子供たちにボランティアを紹介している新聞なんですけれど、すべての地区の人にお勧めボランティアとか、中学校地区の第一、第四小学校、小学生の人にお勧めのボランティアという形で載ってるのがございます。

社協と協力して、こういったものを出されるのもいいと思います。こういったメニューがあるんだよという形で学校を通じて配られてボランティアを募集する、そういったことも大切だと思いますし、先ほど言いましたように校長先生がかわったら活動が低下したというふうにならないような方策を何か考えていらっしゃるかどうかをお伺いして終わりたいと思います。お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 今、平生小学校の校長が3年目、中学校の校長は2年目、校長の在籍の年数が何年かと決まった年数はありませんけど、できる限りいろんな面談の中で、「あなたが平生町の学校に赴任した以上、何か足跡を残して次をお願いをしたい」というお話はしょっちゅうさせていただいておりますし、私自身も保護者を前にしてちょうど話をする機会があったんですけど、「親と子の10の約束」という形で今欠けてる 欠けてると言っては語弊がご

ございますけど、問題になっているような事例を10項目挙げましてお願いをさせていただきました。

一部、中学校の大星という機関誌に掲載させていただきましたので、ごらんになられた方もいらっしゃるかとは思いますが、その中で人のためになることをしましょう、また思いやりを持って人に接しましょう。そういう10項目の中でボランティアといいますか、相手を思いやる、相手のことを考えるということでの言葉を用意して、親にも子供にもお願いをしておるところでございます。

当然そこには生活習慣、あるいは学習習慣の確立という大きな目標があるわけでございますけど、家庭の中でこういったことについて1日、毎日というわけではありませんけど、親と子が話をしてもらえという機会を持っていただければということをお願いをしておりますから、今後引き続き、そういう意味では保護者に向けても子供に向けてもお願いをしていきたいというふうを考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、次のスポーツ振興について質問いたします。

熱戦が繰り広げられた高校球児の夏が終わり、黄金色の稲穂が揺れるスポーツの秋となりました。各地で運動会を初め各種スポーツの試合が盛んに行われているところです。そこで、きょうはスポーツ振興についてお尋ねいたします。

まず国の流れでございますけれど、スポーツ振興については文部科学省がスポーツ振興法に基づき2000年9月にスポーツ振興基本計画を策定しています。期間は2001年から2010年の10年間で、5年目に見直しをして2006年9月に計画を改定しております。

計画の概要は、スポーツ振興を通じた子供の体力向上方策と地域におけるスポーツ環境の整備充実の方策です。県では素早い対応をされ、早くもその半年後には山口県スポーツ振興計画を全国に先駆けて策定しております。

そして、全国に類例のない幅広い視野をその中に入れたという説明をしており、やはり10年の実施期間で目標達成時期を2011年3月としています。

その中で示された数値目標は、県民のスポーツ活動満足度を現行の10.3%から30%以上にする。スポーツ実施率、週1回以上スポーツをする人の数を29.7%から60%にする。全くスポーツをしない人を現行の39.5%から10%以下にするとして今取り組んでいるところです。

県内では田布施町がいち早く計画を立てており、2002年3月に「夢開く新世紀のスポーツプラン」と名をつけて田布施町は策定しております。

次に、周南市が2007年3月に「元気周南スポーツプラン」と、この2つ、県内ではこの

2つでございます。平生町は残念ながらできておりません。

ですから、町内のスポーツ振興計画は、第三次総合計画の中の第6節にあるスポーツ・レクリエーションの項が充当すると思います。これは、たった2ページではございますが、総花的ではありますが、大切なことは網羅されております。既に第四次総合計画に向けての作業が開始されているところですから、第三次に計画されていることの実施は最終段階に入っていると思います。

第三次総合計画の中で、スポーツの推進に対する進捗状況をまずお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） スポーツ振興について、それぞれ子供の体力向上の観点、あるいは地域でのそういったスポーツ振興について、スポーツ振興プランを策定をして取り組むということ、振興計画について第三次総合計画で策定に努めるというふうにしたしかうたっていたと思います。

しかし、残念ながら申しわけないことではございますが、この計画の策定に至っていないというのが現状でございます。

ただ、そうは言いましても、できるだけスポーツにつきましては、町民スポーツ総参加運動ということで各種大会、指導者の育成等々一生懸命取り組んでいただいておりますのでございます。

今、四次の総合計画策定に向けて集約、総括をこれからしていくわけではございますけれども、今回は特に今からアンケート等も行っておりますが、施策の満足度を数値化して行って、それをベースに、あれもやりました、これもやりましたというのではない。やった結果、どういうふうに満足度が向上したというようなことも含めた計画にしていこうということ、今総合政策課のほうも張り切って今頑張っておりますので、ぜひこういった満足度の指標を含めて、こういったスポーツ等もそうでございますけれども、出して、具体的にどこまで達成できたのかというような点検ができるような形にこれからぜひしていきたいものだというふうに思っております。

今、このスポーツ振興について取り組みをやっておりますが、そうした中で課題も確かに見えてきております。児童生徒の体力、運動能力の低下ということが指摘をされておりますけれども、できるだけ本町のスポーツ少年団あたりも今加入が約3割というふうになっておるようでございます。5割はせめて入ってくれて頑張るよという気持ちもございまして、このほか少子高齢化社会が進展をしていく、そういう中で生きがいづくりにつながるような一つの生涯スポーツの振興と、こういうこともこれからの大きなテーマだというふうに思っておりますので、この辺もしっかり踏まえて総括をして第四次の総合計画とあわせてこのスポーツ振興計画、こういうものを策定につなげていきたいというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今は、残念ながらつくってはいないが、第四次の計画とともに

策定につなげるというお返事をいただきました。

振興計画をつくるための審議委員がおりましたよね。あれは何をしているんでしょうか。スポーツ振興審議会委員、これは報酬はたった2万1,000円しか20年度は組んでなかったですけど、その役割とか、体育指導員は報酬36万円で組んでありました。体育協会が補助金30万円、これはどんな活動をしているのかなという思いがあるんですが、それとスポーツ少年団、今3割ぐらいしか団員がないという話がございました。これは、うちの子供のころには3年以上がスポーツ少年団に入っておりましたけれど、団員がどんどん減るということで1年から入れるようになってるにもかかわらず3割、親の理解、保護者の理解がないのか、そのあたりのこともありますけど、それを例えば3割から5割に持っていくのならどうしていくかという話になるんですけど、例えばスポーツ少年団をそれぞれ組織してらっしゃる指導者の方々の熱い思いとかございますので、そういったものを学校で保護者の前で話す機会をつくるとか、もしくはいろんな体験を、それはいろんなところに行けばよろしいんでしょうけれど、それぞれ子供が回ればいいんでしょうけど、なかなか敷居が高いですので、プレでいろんなところへ参加できるような形をつくってみるとか、そういったことも今から取り組んでいかれたほうがよろしいんじゃないかなという思いはあります。

あと、中学校の部活の問題もございます。指導者がいないとか、先生が少なくなり生徒も少なくなってスポーツの種類も少なくなってるから、例えば男子がバレーをしたいと思ってもバレー部はない、サッカー部がないとか、そういったことで、その対応をどうしていくか、どこが受け皿になるかということもございます。

そのあたりのことも考えて、いつでもどこでもだれでもが入れるようなスポーツクラブを今、国のほうは進めておりますけれど、そういったもので平生町版のそういったスポーツ団体が一緒に活動しているんな取り組みができるようにできないか。

あと、今は子供たちの話でしたけれど、生涯スポーツとしていろんなスポーツを今やっておりますけれど、なかなかメンバーが固定化して、老齢化してという問題も抱えておりますので、そのあたりも今からちょっと工夫が必要だと思います。

そういったことも考えながらスポーツ振興計画を立てていただきたいとは思っておりますけれど、計画を立てるなら審議委員から何から要りますから、そういった計画を立てる中で町民の参加をもらいながらまちづくりにスポーツを切り口としたまちづくりまで持っていくようなお考えはないか。そのあたりをちょっとお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 今いろいろ御指摘をいただきました。

スポーツ振興審議会、体育指導員、体育協会、それぞれの役割ということでございますけど、

多くは語りませんが、実際に私も初めて昨年スポーツ振興審議会に出させていただきますが、本当に審議会の役割をしておるのかなという思いは正直しております。

年間1回の会議だけで、委員となられた方がどういう形でいろんな提案ができるのかということもあろうと思います。あくまでも教育委員会の部局としてそういう方々の知恵を生かすためにどうしていけばいいのかというのが、この質問をいただいたときに思ったことじゃなくて、今までの生活の中で、業務の中で心に思っておったことは事実でございますから、取ってつけた言い方ではございませんので御了解をお願いしたいと思います。

当然、中学校の部活の話もございましたが、今1年生が御存じのように3クラスです。35人学級の中で中2、中3はある意味ではそういう恩典、特典にあってますけど、1年生は可哀想なぐらい教室に詰め込まれておるといような状況です。これはでも規定がある限り、それを4クラスにすることはできません。

そういう子供たちの数によって中学校の先生は定数が決まっております。今回、この4月で1年生が3クラスですから、中学校の先生の定数が減りました。減るということは、当然クラブ活動の顧問たる人材が確保できるかどうかということになってまいります。これからのことを考えますと、100人余りの出生の数の中で、恵まれたスポーツの環境を中学校の中でいかに与えていけるか大変難しい問題があろうと思います。

そういう中で、スポーツクラブの存在というのはあるんですが、なかなか現在においてもいろんな課題を抱えておるといところで、やはり検討、研究の一つの大きなテーマであろうという認識はしております。第四次総合計画を策定する段階でスポーツ振興プランをどう構築をして、町民のスポーツ振興を図っていくかというのは教育委員会、特に社会体育の面では大きな課題であるという認識はいたしておりますので、もう少しお時間をいただければという思いでございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） スポーツ振興の政策をつくるときにはやっぱり体育館の職員なんかが中心となってくると思います。

御存じのように今体育館の職員が2人です。以前は3人いたんですけど、行革の一環で2人プラス非常勤の方が1人いらっやって、今は2人になっています。

一生懸命はやってらっしゃるんですけど、何分2人だといろんな研修に行くのもなかなか大変だと思います。もし、プランを立てられるんでしたらというか、立てていただきたいんですけど、なるべくいいものをつくりたい。いいものをつくるんでしたら、いろんなところで刺激を受けて、いろんな事例を聞きながら住民と一緒に汗を流しながらアンケートからその策定と行っていただきたいところなんですけれど、それならそれで応援する、2人の職員しかいませんから、

どう応援していくかというのもございます。そのあたりのお考えは、どういうふうに思っているのか。

それから、先ほどまちづくり、スポーツを視点にまちづくりを考えてみないかというのをお話したんですけど、ちょっと事例を挙げてお話しときます。例えばサッカー関連では少年の招待試合なんかをされてたり、12月に、一般のサッカーフェスティバルなんかを20年以上やっています。

これは、まちづくりに少しでもサッカーを役立てようという視点でやられております。大会をすれば、例えばお弁当とか宿泊とか、そういった経済的にも潤うんじゃないか、また平生町の元気を発信できるんじゃないかなというお考えのもとでやってらっしゃいます。こういったものをもっといろんなほかのスポーツ団体に広げていくというのも、一つの町起こしの材料にはなると思いますし、例えば障害者のスポーツ振興をしたら、障害者がどうしたら町に出られるようになるか、車いすがなかなか町なかでは段差や何かがあって使いにくいという視点や、例えば聴覚障害者なら通訳が要る。手話通訳にしる要約筆記通訳にしる、そういったものの派遣はどうなっているかとか、目のほうでしたらガイドヘルパー、そのあたりのことはどうなっているかとか、いろんな視点でスポーツを切り口としてまちづくりも考えられますから、そういった視点はお持ちでないか伺いたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） スポーツによるまちづくりということで、スポ少単位でそれぞれ平生町における大会を開催をしてきております。

毎年1回程度ということではありますが、そのときに県内、外はほとんどないでしょうけど県内からそれぞれのチームをお呼びしては大会ということやってある。そういったことが当然まちづくり、町内の内需拡大につながっていったらいいというのはこれ事実であろうと思います。

サッカーの、具体的にサッカーのお話をされましたけど、私も重々承知しております。そういう形で、本当に子供たちの夢を育むために大会が過度になってはいけませんけど、子供たちの体力、知力、そういう人間性を育てていく上で適切な回数、適切な程度であればどんどんやっぱり進めていってほしいという気持ちは持っております。

何分にも組織の問題とか予算の問題とか先立つものがございますので、一朝一夕にはいかないとは思いますが、まず底辺を広げることが大切ということも言えると思います。スポーツに親しむ心を小さいときから養う、やっぱり家庭の責任でもあろうかと思ったり、本当に子供たちが外に出て遊ぶところから始めなければいけないかなという思いもございまして。

そういうスポーツを通じたまちづくりというのは、本当に汗を流して気持ちのいいものだと思っておりますので、議員さんおっしゃることについて全く異論はございません。これからできる限りのこ

とはしていききたいなという思いでもございますので、どうぞ御支援をいただければというふうに思います。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 一般質問の中でも随分と触れてらっしゃいましたので、私のほうからは行政報告の中で、協働のまちづくりの中で第四次総合計画のことについて触れてらっしゃいました。

これは、今後どうなるのでしょうか。今、策定実行委員会なるものをつくられている検討されてる。やはり今までどおり、コンサルさんへ委託をされて一緒に立場でアンケートまた基本構想の文言のまとめ等をまとめられるというふうな手順になるのでしょうか。そのことを確認いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 角田総合政策課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたします。

第四次総合計画につきましては、23年度、初年度で今現在計画をつくりつつある状況にございますが、御質問でございます住民アンケート調査とか、今後の基本構想についての素案ですが、一括コンサルに委託するような考えは持っておりません。

確かに住民アンケートにつきましては、素案と住民アンケート調査の素案についてはコンサルのお知恵を拝借するといいますが、部分的には活用することも考えておりますが、基本的には町の職員がつくっていきこうというスタンスでございます。

22年度におきましても、基本構想の案につきましては前回は業者に委託しましたが、今回につきましては業者委託も部分的に限定いたしまして、若干委託することもあるかもわかりませんが、基本的には職員がするように今考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 課長さんの答弁大変心強く、私も安心しました。と申しますのは、過去3回ほどの総合政策、皆コンサルさんやられて、結局そのことが住民の皆さん方に伝わってないからの今反省のもとに立つべきだろうと思うんです。

やっぱり住民の皆さん方の思いをとらえて、それをまた返すということではやはり自分たちの言葉でつくって返していこうというのがスタンスだろうと思いますので、大変安心しました。

また今後、私個人としても協力できることがあれば協力したいと思いますので、その成果を見守っていきたいと思いますので、発言は以上とさせていただきます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算から議案第5号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 1点だけちょっと質問をさせていただきます。考え方をお聞きしたいと思います。

緊急雇用創出の予算で草刈り等々を実施されております。この考え方をちょっとお聞きしたいと思うんです。どういう対象で、こういったところに委託するのか。例えば、この意味合いからすると、平生町で仕事がないとか、そういったところからを基本的に考えるのか。仕事がない請負業者に仕事を与えるために考えておるのか、この辺はどうなんでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 中本経済課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 中本経済課長。

経済課長兼農業委員会事務局長（中本 羊次君） 今の御質問でございますが、この事業は国の緊急雇用創出事業で実施するものでございます。

今、現在経済課で考えておりますのは、神花山古墳周辺の草刈り作業を山口県東部森林組合に委託しております。また、箕山公園の草刈り作業を広域シルバー人材センターに委託して行っております。いずれも、当初の委託業務はほぼ終了する状況でございます。

この事業は、現在委託している環境整備とはまた別に柳井広域シルバー人材センターに委託いたしまして、公園の草刈りを離職者を雇用し行う緊急雇用創出事業で実施したいと考えているものでございます。

今の御質問の趣旨で、業者とかそういった離職者等を対象に今の広域シルバー人材センターに頼んで離職者を募っていただいて、それでまたこういった事業を実施していただきたいと考えているものでございます。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 今まで行った事業も皆そういったことになっておるのかな

のか、お聞きしたいところがあります。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時10分からといたします。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 経済課長が答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 中本経済課長。

経済課長兼農業委員会事務局長（中本 羊次君） ただいまの御質問でございますが、今までの委託業務にはそういった考えは含んでおりませんが、この事業の考え方といたしましては、人件費を7割以上とか、離職者を4分の3雇用しなさいといったような事業の要件も含まれております。今、考えておりますのは、現下の雇用創出情勢にかんがみまして、緊急雇用創出事業をもって、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対しまして、環境整備事業等を行い、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供し、生活の安定を図っていきたいと考えているものでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問のところちょっと触れましたが、消防費、これは前のいろいろな提案で実行されていたこと自身は大変結構なことだと思いますが、この事業を決めるに当たっての考え方、それから予算の根拠、それからこれをどのように執行していくか、3点をお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 吉賀総務課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの要援護者の住宅用火災警報器の補助の内容でございますが、ページで言いましたら、19ページの非常備消防費のところでございます。この内容をまず考え方でございますが、災害時の要援護者世帯における住宅用の火災警報器ということの設置助成ということによりまして、普及の促進、また被害の抑制、特に高齢者の火災等の傾向が大であるというような全国的な傾向もございまして、そういった観点、また、対象者への周知につきましては、申請を促進をするということで、自治会のそういった会長さんとか、また民生委員さん、この辺にはお話をさせていただいて、ぜひともこの普及に努めていき

たいというふうに思っております。また、この内容については、また後ほど説明させていただきますが、基本的には町内の電気店、そういった販売業者を登録をさせていただいて、この選定とか、取りつけ場所とか、申請手続き等について、支援もあわせて連携して取り組みをさせていただけたらと思っております。

具体的には、ここにございますとおり120万円の予算でございますが、1戸当たりにつきまして3分の2の上限で補助をしたいと思っております。上限が1万5,000円でございます。実は19年度に要援護者の支援マニュアルをつくりました。そのときに民生員さんに御協力いただいて、そういった要援護者のリストを作成しております。これは毎年毎年変更がございますので、このたびもやらさせていただきましたが、約80名としてカウントして今対応しているところでございます。そういうところで、1万5,000円の上限で3分の2の補助ということで、取り組みをさせていただけたらと思っております。また流れにつきましては、9月、この月に御議決をいただきましたら、指定の登録店の募集をしていきたいと思っております。これも個別にもさせていただきたいと思っております。それと10月に入りまして、対象者のリストを作成いたしまして、個別にダイレクトメール、DMで、それぞれ今の80歳世帯については御案内をさせていただいて、ぜひともこの火災警報器の設置を啓発していきたいと思っております。また、先ほどから言いましたように、自治会のそういった対応も含めて、また民生員さんのお願いもあわせて、今後も引き続き取り組んでいきたいと思っておりますし、この秋の行政協力委員会議でもその辺は周知をして、自治会長、行政協力委員さんにはお願いをしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 申請主義の質問をいたしました。大変いい取り組みをされる方向で。この要支援者が掌握されておられて、ちゃんと連絡をすると、これは大変いいことだから、町独自でこういうこともできていくんですよ。ちゃんと捕捉できる。ただ、やらないとしたら、それでその時点でいいわけです。

それで、先ほどの件ですが、ぜひ、例の自主防災組織との関係もありますけど、消防団の方ですよね。その地域の分団には地域ごとに分団があって、消防団の方がおられますから、この要支援者というのは、多分消防団もつかまれておる方向で、努力されておると思いますから、民生委員さん、自治会長さんもありますが、消防団の方もぜひその役割を果たしていただいて、設置するという、今の取り組みの意気込みは期待しておりますから、それにつけ加えて、消防団の方もぜひ一緒にやっていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。ほかに質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 清掃費の中で、熊南総合事務組合の負担金、この使用目的はどの

よくなってるか、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 16ページの清掃費の負担金650万円の件でございますが、これにつきましては、普通交付税の歳入額が確定をいたしましたので、熊南事務所が平生町に存在しますので、平生町に一本で入ってきます。これは両町で調整するんですが、負担金で調整するというものでございます。ちなみに、1,300万円ほど入ってまいりますので、その2分の1を平生町が負担をして、田布施町が2分の1ほど少なくなるという内容のものです。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算の認定について。

一般会計につきましては歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。

議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 先ほどの説明の中で、副町長のお口のほうから交通バリアフリーという言葉が出てきました。一応、概念をどのようにとらえてらっしゃるかを説明のときに思いましたので、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 副町長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） 交通バリアフリーについてのお尋ねでございますけども、先ほども言いましたように、高齢者に優しいまちづくりということで、そうした交通弱者に優しい道路であるとか、そうしたことをやっていくということで、当然、身体障害者の方等々に対しても、そうした温かいまちづくりを目指した、交通バリアフリーの町にしていきたいということでございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） それでは、決算の認定のところですから、その決算を踏まえて、今後そういうふうな施策の展開をしていくというようなお気持ちがあるというふうにとらえたのでよろしいのでしょうか。そうすると、多少、具現的な目標の値までお話が行っているのかどう

なのかということがあれば、お尋ねをついでにしておきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） 具体的にここをこうするとか、あそこをこうするとか、そんなものは今のところございませんけども、そうした思いをもって、まちづくりをしていきたいと、そういうことでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費諸支出金予備費について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 保険料の収入の面ですが、いろいろこれが現年分、また繰越分ですか。滞納繰越分、これが相当あるようですが、これのここに納められていない人ですね。これの対応はどのようになっているか、お伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 税務課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 弘中税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（弘中 賢治君） 国民健康保険税の滞納繰越分の対応でございます。

20年度から徴収対策室ができて、滞納者のいわゆる財産調査、そういったものをきちんとやっております。最終的には、差し押さえる財産があり、また差し押さえることによって、その人の生活に影響がないような場合、こういったときには、毅然とした態度で、法に基づいて滞納

処分を執行するという姿勢で取り組みをいたしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 漣上正博議員。

議員（6番 漣上 正博君） ちょっと私の質問が、悪かったようなんですがね。この保険料を納めてない人は、早く言ったら、資格証明書とか、短期証明書をそれぞれにお渡しするようになると思うんですが、その辺の対応についてお伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 資格証明の発行につきましては、それぞれの滞納者と接触しましてから、事情確認の上、すぐ滞納が1年たってから証明書発行すると、そういった手続きはとっておりません。

議長（福田 洋明君） 漣上正博議員。

議員（6番 漣上 正博君） いろいろな滞納者がおられると思うんですがね。それは払わん人か、払えない人かというのがあられると思うんですが、その辺の対応を十分やっていただいて、やっぱりこれが払えないで10割窓口で払うとなったら、病院にも行かれないわけですから。その辺のところは十分考慮して、町のほうとしても対応をしていただきたい。

これは要望で結構ですから、よろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成20年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成20年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成20年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第10号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） ほかでもないんですが、これは後期高齢者、今まで懸念されていた、1カ月1万8,000円以下の人、普通徴収の人のね、やっぱりお金が払えないと。ここに入ってきてないですよ。そういうところのこれ対応、さっきと同じんですが、どのようにされているのか。このお年寄りが、もし保険証がなければ、もう即、死につながるのじゃないかという懸念もされるわけなんです、その辺の対応はどういうふうになっているのか。お願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 先ほどの国保の関係と同様にですね、滞納があるからすぐ資格証明を出すとか、そういう手続きはやってませんで、事情においての対応をしていきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） これは払えない人だろうと思うわけなんです。だったら、これがだんだんたまっていくわけなんです。そうした場合の対応も、今、資格証明書を出さんとそのまま保険証を出すと、こういうふうに理解していいんですか。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 所得に応じて減額措置もございますので、そこら辺を考慮しながら対応していきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第11号平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第12号平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月15日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に、日程第36、委員会付託を追加いたします。

日程第36．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第36、お諮りいたします。議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算から議案第6号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件及び認定第1号平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号平成20年度柳井地区広域事務組合の特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号までの件及び認定第1号から認定第12号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月25日、午前10時から開会いたします。

午後3時35分散会

平成21年 第6回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成21年9月25日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成21年9月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 認定第1号 平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成20年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成20年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 認定第10号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 認定第1号 平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成20年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成20年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 認定第8号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 6番 淵上 正博君 |
| 7番 藤村 政嗣君 | 8番 細田留美子さん |
| 9番 柳井 靖雄君 | 10番 吉國 茂君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 河内山宏充君 |
| 13番 福田 洋明君 | |

欠席議員（1名）

- 5番 田中 稔君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

- 町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君

教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	村上 勲君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君
総合政策課長補佐兼財務班長			石杉 功作君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において淵上正博議員、藤村政嗣議員を指名いたします。

・

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．認定第1号

日程第9．認定第2号

日程第10．認定第3号

日程第11．認定第4号

日程第12．認定第5号

日程第13．認定第6号

日程第14．認定第7号

日程第15．認定第8号

日程第16．認定第9号

日程第17．認定第10号

日程第18．認定第11号

日程第19．認定第12号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算から、日程第7、議案第6号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの件及び日程第8、認定第1号平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、認定第12号平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、9月14日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長長の報告を求めます。吉國茂総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（吉國 茂君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成21年9月14日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第2号、認定第4号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、認定第11号及び認定第12号につきまして、9月16日、委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第5号及び議案第6号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第4号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、認定第11号及び認定第12号につきましても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般について、政権が変わり、国の補正予算凍結も予定されているが、その影響は何かあるのかとの質問に対し、現在、県において精査している段階であり、本町における影響については未定であるとの説明を受けました。

歳出については、母子衛生費の妊婦乳幼児健康診査で医師会への単価アップの経緯についての質問に対し、健診単価を交付税に計上する国の示した単価としたためであるとの説明を受けました。

非常備消防費の災害時要援護者住宅用火災報知器設置補助金では、火災報知器取り付け費用も考えているのか。また、設置業者はどのようにされるのかとの質問に対し、取り付け費用は1,000円を見込んでおり、設置業者については、町内の指定業者の中から選択していただくとの説明を受けました。

議案第2号、議案第3号、議案第5号及び議案第6号について、質疑はありませんでした。

次に認定第1号中歳入の所管事項について、法人町民税が不納欠損となるのはどのような理由かとの質問に対し、6件の倒産があり、税法に基づいて不納欠損処理をしているとの説明を受けました。

次に法人町民税について、当初予算と調定額に大きな開きがあるが、納税額を捕捉できるシステムが何か考えられないかとの質問に対し、法人町民税は県内の経済情勢を見て推計している。申告納税であるため正確な捕捉は困難なところがあるが、今後、しっかりとした見通しを立てて税収確保を図っていききたいとの説明を受けました。

次に地方交付税額は約18億円となっているが、これは、ピーク時と比較しての割合はいくらかとの質問に対し、最大であった平成11年度の約8割となっているとの説明を受けました。

一般管理費の負担金補助及び交付金では、不用額が大きいのが12月に補正して他の財源に充当するなどの措置は考えられないのかとの質問に対し、集会所建設、自治会活動費に対する不用額が大きく、実績精算する時期が1月末となるため、3月の補正時期でも困難なところがある。今後、大きな不用額が生じないように、努力したいとの説明を受けました。

選挙費では、各投票所における立会人について、若い方の登用、男女の構成などを考慮した人選は考えられないのかとの質問に対し、今後、若い方の人選も含めて検討したいとの説明を受けました。

老人福祉総務費の敬老会行事について、出席率とこれからの敬老会行事の方向性についての質問に対し、対象者が2,046人のうち、出席者が376人、出席率は18.7%であった。また、今後、式典や余興のあり方、式典のPR方法等について検討したいとの説明を受けました。

障害者福祉費では、聴覚障害者などに対するコミュニケーションを図る方法はどのようなものがあるのかとの質問に対し、聴覚に障害のある方が医療機関にかかる際に医師に病状を説明する手話通訳者等を派遣するコミュニケーション支援事業があり、この事業は、健常者からの派遣申請もできるとの説明を受けました。

また、障害者スポーツレクリエーション推進事業及び職親委託の委託先はどこかとの質問に対し、障害者スポーツレクリエーション推進事業は、平生町身体障害者協議会、職親委託は、山根建設に委託しているとの説明を受けました。

非常備消防費では、消防団の出動体制のあり方についての質問に対し、今後、出動体制につい

でのシステム構築を検討したいとの説明を受けました。

消防施設費では、柳井地区広域消防組合への負担金で基準財政需要額として充当される額はいくらかとの質問に対し、消防費全体で2億1,000万円程度であるとの説明を受けました。

認定第2号については、レセプト点検業務及び国保連合会についてどのような業務を行っているのかとの質問に対し、国保連合会は、各医療機関からの診療報酬請求書のとりまとめを行っている。また、レセプト点検業務は、専門家の立場から適正な医療行為等が行われているのか等を点検し、19年度の再審査請求件数は、246件あったとの説明を受けました。

認定第4号については、質疑はありませんでした。

認定第8号について、介護認定審査会の1回あたりの所要時間と審査可能件数についての質問に対し、1回あたり30件となるよう振り分けを行っている。また、所要時間は1時間30分程度であるとの説明を受けました。

認定第9号については、質疑はありませんでした。

認定第10号について、後期高齢者制度の現状と政権交代により、この制度が変わる際の対応についての質問に対し、現在、保険料の軽減措置を行っているが、高齢者にとって仕組みがわかりづらくなっている。また、この制度が廃止となれば、所得階層や年齢階層によってこれまでの制度より負担増となるケースも考えられ、説明責任が生じてくるとの説明を受けました。

認定第11号、認定第12号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（柳井 靖雄君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成21年9月14日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第4号並びに認定第1号中、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号につきまして、9月18日委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項及び議案第4号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号につきましても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、住宅管理費の住宅手すり改修は、どの棟をどのように改修していくのかとの質問に対し、中村団地4棟、田名第2団地2棟の手すりが老朽化しており、アルミ製の手すりに取り換えるとの説明を受けました。また、中村団地は老朽化しており、入居の状況を考えながら改修しているのかとの質問に対して、全て空き家となっている棟については、改修工事の対象としていない。今後、町営住宅全体の整備計画を考えていきたいとの説明がありました。

また、中村団地と田名第2団地の入居率はどのくらいかとの質問に対し、中村団地が約83%、田名第2団地が90%との説明を受けました。

学校建設費では、普通教室棟解体・整地の内訳についての質問に対し、3,720万円のうち、普通教室棟解体については、産廃処理費用を含む3,320万円、整地については、400万円のうち、解体後の盛り土が180万円、工作物移転一式が220万円であるとの説明を受けました。

議案第4号について、一般会計から繰り入れる会計システムのあり方についての質問に対し、普及率の向上と、コスト削減に取り組み、本来のあるべき姿に近づけるように努力していきたいとの説明を受けました。

認定第1号中所管事項の歳入については、質疑はありませんでした。

歳出について、農業振興費では、やまぐちの多彩な園芸産地育成事業の内容についての質問に対し、いちご作付のパイプハウスを設置希望される農家に対し、補助をするものであるとの説明を受けました。

林業総務費では、有害鳥獣捕獲対策について、猟友会で駆除をする際の人数についての質問に対し、20年度は、禁猟期間に、駆除許可を7回出しており、延べ人数で41名が参加しているとの説明を受けました。加えて、イノシシ被害に対する支援策の要望がありました。

土木総務費では、住宅・建築物耐震化促進事業（耐震診断）について、何件の利用があったのかとの質問に対し、つばさ保育園1件との説明を受けました。

小学校費、中学校費の教育振興費では、就学援助費について、19年度より金額が増えているのはなぜかとの質問に対し、対象人数の増によるものであるとの説明を受けました。

学校管理費では、委託料について、不用額の理由は何かとの質問に対し、健康診断の不用額が大きく、予算を編成する際の児童生徒数と、実際の児童生徒数の差によるものであるとの説明を受けました。

公営企業費では、水道料金低減対策事業について、県の高料金対策かとの質問に対し、田布施・平生水道企業団に対する補助金で、新規配水管整備3割負担分、県からの高料金対策分及び赤字補てん分であるとの説明を受けました。また、高料金対策の期限が迫っているが、対策はし

ているかとの質問に対し、23年度までが対象となっており、広域で協議会を作り、県へ働きかけをしたいと考えていると説明を受けました。

認定第3号について、27年度で水道企業団が統合予定であるが、水道使用料の滞納繰越分に対する処理はどのようにされるのかとの質問に対し、今年度に統合計画の承認をいただく予定で、具体的な方針については、1、2年をかけて計画をしていくとの説明を受けました。

認定第5号、第6号及び第7号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 予算と条例と認定と、一括ですか。

議長（福田 洋明君） 委員長報告に対する討論です。

議員（6番 淵上 正博君） 反対討論をお願いします。

では、反対討論をさせていただきます。

平成21年第6回平生町議会定例会議案に対して、認定第1号平成20年度平生町一般会計歳入歳出の決算の認定、認定第10号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対をいたします。

それぞれの認定について、理由を述べたいと思います。

平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算議会のときにも申し上げましたが、差別医療である後期高齢者医療制度、私はこの制度そのものに反対をすべきだと考えております。また、保険料の普通徴収においても、初年度から57万9,000円の未納額が発生をしております。年金が月額1万8,000円以下の年金者には、その保険料そのものが払えない人が出てくるんだと、このように思います。このように、高齢者を苦しめる認定について、反対をしたいと思います。

この認定に反対をすることにより、認定第1号平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定は、繰入金の関係で反対をいたします。

議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、同意くださいますようによろしく願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入りますが、分割にして採決いたします。

まず、議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算から、議案第5号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第1号から議案第5号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号から議案第5号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第6号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成20年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括起立により採決いたします。

認定第2号から認定第9号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告の

とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第2号から認定第9号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第10号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第11号平成20年度柳井地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第12号平成20年度柳井地区広域事務組合特別会計ふるさと振興事業歳入歳出決算の認定についての件を一括起立により採決いたします。

認定第11号及び認定第12号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第11号及び認定第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第20．同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第20、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。去る9月14日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議ならびに各常任委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申し上げます。

そしてただ今は、予算5件、条例1件、認定12件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

今後、間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗にも十分注意を払いますとともに、先般発足をいたしました新政権のもと、今後具体化されていくであろう新しい施策が、本町にいか

議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、同意第1号平生町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

今月末をもちまして任期が到来いたしますのは、教育委員長職務代理者を務めていただいております藤山美代子さんでございます。藤山さんにおかれましては、4年前の平成17年10月1日から教育委員として任命いたしておりまして、平成20年10月1日から教育委員長職務代理者に就任されております。

教育委員就任後の4年間は、学校計画訪問や学校行事にも精力的に御参加いただくとともに、自身の経験を生かされ、幼小中一貫した教育視点からきめ細かな意見や助言指導をいただくなど本町の教育振興に多大なる御貢献をいただいております。

また主任児童委員として、児童の健全育成にも御尽力いただいております、地域と関係機関との調整やネットワークづくりなど専門的な立場から御活躍をいただいているところであります。

健康面におきましても大変お元気で十分職責を全うしていただけるものと考え、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いいたしますものであります。

なお、主な経歴につきましては議案の裏面に添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上をもちまして、同意第1号の提案理由を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えいたしたいと存じますので、よろしく御審議いただきまして御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意され

ました。

・ ・

日程第21．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配
布の文書のとおりとすることに決しました。

・ ・

日程第22．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第22、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といた
します。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、
お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと
おり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしま
した。

これにて平成21年第6回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時33分閉会